

平成29年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月13日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	平成29年9月13日（火） 午前9時00分
閉 会 日 時	平成29年9月13日（火） 午後2時30分
委 員 長	羽鳥 健
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委 員 会 欠 席 委 員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし



(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

それでは、きのう説明が終わっておりますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) では、順番にページ数から行います。これとれてしまった、どこかから。

(つけておくかの声あり)

(菅野) 違う、違う。犬の登録だ。

(それは23ページの声あり)

(菅野) 23ページ。

(何事か声あり)

(菅野) では、まず歳入の15ページ、ページはちょっとあれですけども、資料が出されましたので、税の滞納者の差し押さえの状況、請求資料が出されました。28年度です。574件ということで、一番多い順に預金が382、保険48、所得税還付金46ということで出ていますけれども、そのいわゆる特徴的なこと、多いところはどこも多いですけども、その差し押さえの特徴的なことをお聞きします。預金を差し押さえてどうなのか、給与を差し押さえてどうなのか、所得税還付金を差し押さえるとどういふことがあるのかとかも含めてお聞きします。

(市民部参事兼収税対策室長) それでは、菅野さんのご質問ですけども、差し押さえ件数、一応上から所得税還付金から説明をさせていただきます。

所得税還付金につきましては、2月、3月の確定申告時に申告されました還付申告、それが国税よりこちらの市のほうの連携のシステムのほうに入ってまいります。そうしますと、それをこちらで滞納者のリストとぶつけて、それで担当者が1人ずつ精査をしまして、きちんと納付されている方は除きますけれども、それ以外の方については差し押さえをさせていただきます、税務署のほうに連絡をして差し押さえの手続きをとらせてもらっています。それが46件。それで、実際にお金が入ってくるのは2月、3月の申告が終わって、実際の還付の差し押さえをした金額が入っ

てくるのは翌年度の5月になってしまいます。これは、税務署の手続の関係で翌年にかかってしまいます。以上です。

それと、不動産につきましては、やはり昔と違いまして売りやすいものとか換価価値の高いものを優先に差し押さえを行っております。ですので、反対債権とか抵当が入ってしまっているとか、そういったものにつきましては現状余りやってないのが現状でございます。

それと、預金につきましては、ピークの27年度444件、28年度が382件ということなのですけれども、これにつきましてはだんだん預金から給与のほうにシフトしてきているというのが現状にあります。それは、預金につきましてはやはりだんだん滞納者の方も変な言い方ですけれども、ずる賢くなってきていて、やはり前にも話をしているかと思うのですけれども、給与の振り込まれたその日の朝におろしてしまうとか、夜中のうちにコンビニでおろしてしまうとか、手数料を払ってでもおろしてしまう、そういった形で私たちが銀行が始まって朝早くに行ってももうおろされてしまっているということが結構ありまして、この382件以外にも実際差し押さえに行っているのが100件ぐらひはあります。それは、もう預金をおろされてしまって、差し押さえを見送っているというような現状もあります。

それと、保険ですけれども、これは保険はやはり17社ですか、保険会社に全部一斉に調査をするのですけれども、これについてひっかかってきて、それでやはり1人ずつ精査をして、もう全然連絡、相談もないし、納付もないというような方については保険のほうを差し押さえさせていただくのと、やはり少額分納で、これでは完納に至らないというようなケースがある場合については保険とかも差し押さえをさせていただいております。

それと、給与です。これは、県からの指導もありまして、昨年10月から12月というのが毎年県のほうと共同して滞納整理強化月間というのを設けております。その滞納整理強化月間でどの自治体も給与の差し押さえを強化しなさいというようなお達しがありました。それに基づきましてうちのほうでももう本当に連絡をしてきていなかったり、少額分納で

あったり、やはり給与の照会をするとある程度の給与をもらっているにもかかわらず、最低生活保障を抜くときちっと納付できるにもかかわらず、全く納付をしていないような方については給与の差し押さえを実施しました。実際には51件やっておりますけれども、実際に昨年度換価をして税のほうに充てた方については28人ぐらいです、この中で。それ以外の方については、連絡があって全部一括納付しますと。額的に30万、40万、50万あたりの人については一遍で納付できるやっぱり資力を持っていて、すぐに納めに来てくれて、もうそこで給与の差し押さえは解除と。やっぱり毎月引かれてしまうのはなかなか厳しいということで、もう納めてしまうということで延滞金も込みで納めていただいているのが現状でありまして、やはり今は市民税関係は特別徴収の一斉指定ということで29年度から東京都も始まりましたけれども、どこも特別徴収しようという機運が全国的に高まっています、それで給与のほうから住民税を天引きするようになりました。ですので、滞納者の方も今までは普通徴収という形で4期に分かれて納めていただいて、やはり4期しか分かれていないと額も大きいですし、なかなか納付するのが大変だという現状があったのですけれども、やはり12回に分けられるようになったというのが、これ一番大きくて、ほとんどの方、普通徴収は大分もうだから調定額を見ていただくとわかるのですけれども、大分普通徴収の調定額が減ってきているのが今現状なのです。

特別徴収ですから、会社のほうが肩がわりして納めていただけますので、当然個人から徴収していますけれども、ほとんど未済額を、これ一緒になってしまっていますけれども、実際には270万ぐらい、54億円のうちの270万ぐらいしか収入未済は発生しておりません。ですので、限りなく100に近い99.9%ということになっております。ですから、よほど悪質なケースについてはもう給与をやらせていただいているのが現状でありまして、これからもこの全体的な流れですので、給与については差し押さえのほうをやっていくと。ただ、その前に給与照会、会社のほうに、事業所のほうに給与照会、この人幾らもらっていますかという給与照会をするのですけれども、その時点で全部納めてくる方もいらっしゃいます

ので。

(照会しただけでの声あり)

(市民部参事兼収税対策室長) はい。これは、当然担当者からお話が本人に行きますので、その辺で納めてくる方もかなり多いです。ですから、実際には大した換価の金額では28年度はないのですけれども、実際にはそれ以上の大きな影響があつて、これちょっとよくわかりませんが、概算で2,000万ぐらいは納付につながっていると思います。大きく影響をこう、一番大きな枠で捉えたときに、昨年度の歳入の中で2,000万ぐらい影響しているということでございます。

それと、出資金につきましては、これについては農協の出資金ですか、これを差し押さえを行いました。

それと、その他の債権につきましては、こちらに下に注意書きで書いてありますけれども、賃料、不動産の賃料です。滞納者の方がほかの方に貸している賃料、それとあとは請負代金、得意先とかのその請負代金を差し押さえさせていただいた。外注契約も同じようにです。それとあと、中小企業共済等掛金、これのほうを差し押さえをさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

(菅野) 多分職員が2人1組で行くのでしょうか、行く場合は。でも、行くより先に全部連絡、電話の連絡なり会社との連絡とかでできるのでしょうか。職員が一番行って説得するのが多いのか、それとも帳簿上とか何か上でばばっとできるのが多いのか。どうなのでしょう。

(市民部参事兼収税対策室長) 直接職員のほうは出向いてはおりません。会社に書類を送達しまして、会社のほうで計算をしてもらうわけなのですけれども、実際にもうかなり県南のほうではもう何年も前から給与の差し押さえとか何百件とかやっておりますので、もう会社の担当のほうもかなり事務的になれてきていると、もう給与のシステムの中に差し押さえの項目があるところもありまして……

(あつ、そうなの声あり)

(市民部参事兼収税対策室長) はい、新しい会計システムの中には。そ

うというようなところ使っているところもありまして、あっ、うちはシステムでできるから大丈夫ですよなんていうところもあります。ですので、こちらではもしも小さい会社で、俺は計算できないよと言われた場合には、ではこちらで毎月計算しますのではとか、あとは実際滞納者の方がこちらに相談に来て、どうしてもこれだけは厳しいと、生活状況を聞いて、これはもうかなり厳しいとこちらも判断できれば、一応お互い納得できる範疇で定額という形で毎月毎月、5万円だったら5万円、8万円だったら8万円という形で給与の差し押さえをさせていただいている方もいます。

（菅野）差し押さえというのは、引き落とすということですね。引き落とす、自動的に引き落とすということ、給与から。

（市民部参事兼収税対策室長）会社の事務の方から市のほうに振り込んでもらっています。

（菅野）先ほど預金が、給与が入るけれども、100件ぐらいは先におろしてしまうというのがありましたけれども、こういうところについては、こういう人についてはやっぱり生活費に困っている面があるのかなと思うのですけれども、言われたら、はいよ、払うよと言えないからでしょうから、こういう人に対してはどのように対応しているのでしょうか。払い戻す人、すぐ。

（市民部参事兼収税対策室長）そういう方については、まず第1に私たちの考えはまず悪質ですよ。やはり毎月毎月、もう夜中のうちに216円なりの手数料を払って、それも1年間それやっていけば2,000円から3,000円の金額が生まれるわけで、まずそれについてはやはりこちらとしては悪質と見ると。やはり相談がなければこちらも話にならないと。やはり相談があれば生活状況申立書とか、そういったものを出していただいて、当然何に幾らかかっている。ただ、うそつかれる方もいますので、必ず借金でも何でも必ず証拠になるものは持ってきていただいています。やはり口だけで言うだけでは信じることはできませんので、きちんと書類をそろえていただいて、その上でこちらも相談に応じた。それで、厳しいということであれば、こちらも可能な限りの額のところで納めて

いただいていると、それが現状でございます。

以上です。

（菅野）収入はあるにしても、ちゃんとした生活ができない人というのはいるわけです、世の中に。そういう人たちが、私も相談に乗って、何がしか払うようになったと思ったら、あつという間に払っていなかったとまた言われて、また大騒ぎして相談に来るようにと言ったわけですがけれども、確かに収入見れば払えると思うけれども、前々から借金を、サラ金みたいなところから借金しているとか何かというと、出せないものは出せないですね。そういうのは相談に来ればそれなりの措置がされるのか、税の取り立ての一番すごいのは船橋だなんていいますよね。情け容赦なく、もうすぐがんがんに落とすといえます。だから、一事が万事で、学校給食なんか教育の一環ではないのです。券を買わせて、千葉はみんなそうなのかもしれません。給食券を買って、1枚1枚毎日持っていった子がもらえるのです、給食を。持っていない子は、弁当持っていくか、食べないか、そういうことから含めて教育の一環なのかなと思うけれども、税金に関しては船橋って有名で、私たちの勉強するここにもいつも船橋の徴収の仕方が載るのですけれども、本当に払えない人が逆に食べることができなくて、またサラ金に戻るなんていうことは、そこへは手がそれなりに差し伸べられるのでしょうか。サラ金は虎視眈々と狙っているわけだから、そういう人を。闇金だね。

（市民部参事兼収税対策室長）それについては、議案の質疑のときにも若干部長のほうも触れられたと思うのですけれども、これはもうやはり相談されてきた方のそれぞれのケース・バイ・ケースですので、当然やはり生活が厳しいとなれば、自立支援のほうのそちらのほうを紹介したりとか、それとか福祉のほうの紹介したりとか、相談したいのだよと言えば、法律相談とか、そんなようなところに行ってもらっているのが現状でございます。

以上です。

（菅野）要するに事細かいところまで差し押さえるのですね。農協の出資金なんて何百万円もあると思えないですね。共済掛金や賃料なんて

いうのはわずかなものだと思うのですけれども、そういうのもやはり件数は少ないけれども、差し押さえるということですね。一括で払えるという人がいるということは、言えば払って、言わなければ払わないということですか、今度は。言えば払うのだ。

（市民部参事兼収税対策室長）大体言っても払わないといっても、やはりいろいろ調査をすると、やはり何百万という預金が出てきたりとか、何百万という解約返戻金のある保険が出てきたりとか、やはり実際に本当に多々あるのです。ですから、本当にその人がないのかというのは一応やはり預金や保険の調査を全てにかけられるわけなのですけれども、それでも何かやっぱり出てきたりもすることもありますので、一概に言うことだけを信じるというわけにも私たちとしてはいかないというのが現状でございます。

以上です。

（菅野）解約返戻金といいますけれども、では郵便局の簡易保険とか、そういうのもどんどん解約するわけではないですよ。例えば満期がもうすぐ来るとか、そういうの解約してしまったら満期分も来ませんから、そういうのはそれなりの対応がされているのでしょうか。それと、どこまでを調べるのか。出資金ってさっき言っていましたね。農協の出資金と言っていましたね。これは、例えば病院の出資金だの、私らの生協ですから、購買生協や医療生協の出資金とかもあるわけですから、どこまでを、どの範囲までを出資金などは調べるのでしょうか。

（市民部参事兼収税対策室長）まず、出資金のほうですけれども、出資金については今のところは農協の出資金しか行ってはおりません。それで、保険についてはまずは差し押さえしますけれども、本当にすぐに解約ということは基本的には行っておりません。やはり交渉材料です。やはりそれで見合うだけの納付を考えていただけるということであれば、こちらから差し押さえをしたままで納付のほうを続けていただいで、解約はしないというような形でやらせていただいでいます。

（菅野）そういうことでしたら、では例えばもうこの人は生活が大変だ

ということがもしわかれば、生活保護ではない、それなりの連携がされているのでしょうか、税務課のほうから。どの程度連携がされるか。

（市民部参事兼収税対策室長）こちらからも一応お話をほうは聞いた上で、状況を聞いた上でお話をしますし、大体そこまでいきますとご自分から言っただけの方が多いので、それについては1階のどこどこ行ってください、それか福祉センターのほうに行ってくださいというような形でお話をして、ご案内をしております。

以上でございます。

（菅野）わかりました。ありがとうございます。

では、23ページの犬の登録で狂犬病、340万4,270円入っていますけれども、ことしの7月31日の朝日新聞に狂犬病の予防注射がどうあるべきかというのが載っていて、国内感染も60年間報告がないそうなのです。それで、日本は1年に1回やっています。前は半年に1回やっていたそうですけれども、予防注射の頻度は、香港はですよ。香港は、3年に1度でいいと言っていて、3年有効のワクチンが主流だということです。日本は1年有効のワクチンを使っているということなのでしょうね。現行の検疫制度が守られている限り狂犬病の国内の侵入は、日本は清浄国というところ、狂犬病ありませんから。4万9,444年に1回なのですって。仮に検疫制度に反して入国させた犬猫が20%いたとしても、侵入リスクは249年に1回だということです。

これが発表したのが東大大学院の杉浦勝明教授獣医疫学らの研究班が発表したわけですがけれども、自治体や飼い主が負担する年間総コスト、狂犬病の予防接種は約180億円に上るといいます。だから、この教授が言っているのは、日本で狂犬病の予防注射を義務づける必要はないと、清浄国では輸入の際の検疫の徹底と、仮に侵入を許した場合の早期発見、防疫対応こそが有効だと言っているわけですが、これを聞いて、国が決めないと、これ自治体で決められるのでしょうか。せめて3年に1回や接種義務なしの方向が検討されるのか、お聞きします。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

現在狂犬病予防注射は、狂犬病予防法によりまして年1回接種すること

が義務づけられております。

以上です。

（菅野）義務づけられていても、しない犬もいると思うのです。飼い犬の、それは登録している犬ですか。その中のどれぐらいが受けているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）平成28年度の数字で申し上げますと、登録頭数が5,964頭、そのうち狂犬病予防注射を接種した犬が4,444頭います。率にしますと75%になります。ただ、これは登録をしている犬に対する割合ですので、実際していない犬というのはやはりいるとは思いますが、その数は把握しておりませんので、実際の率というのはこれとは違ってくるかと思えます。

以上です。

（菅野）ただこの発表を見て、どうでしょうか。これ市独自ではできない。国がやらないと、国の方針ではないと、鴻巣だけ3年に1回というわけにいかないのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）先ほども申し上げましたように法律で定められておりますので、現在のところは年1回が義務となっているところでございます。

以上です。

（菅野）私も犬飼っていましたが、何歳までやるのか。例えばもう十五、六歳になるといい年ですよ、人間にすると。何歳ぐらいまでやるの。人かみつくなんてそんな元気ないですよ。犬もだんだん年とっていくと。そこら辺どうなのか。いつまでもやらなくてはいけないのか、死ぬまで。

（環境経済部参事兼環境課長）生涯1年に1回やらなければいけないことになっております。ただし、副作用などもありますので、体調が悪いとか、そういった場合はとりあえず接種を猶予するということはございます。

以上です。

（菅野）75ページの花のコミュニティづくりで、3分の2出るというこ

とで161万8,000円が出ております。これは、当初半分だったのです。半分しか出なかったのです、生出塚がやっていたころは。大変負担が、花つくるのって物すごくお金かかるのです。とにかく土を入れなくてはだめ、肥料入れなくてはだめ、それで生出塚ぐらいに大きくやるとオンドルみたいのつくったり、冬そこで苗を少しでも暖かい中で春早く植えられるようにとか、大変お金使う中で、これ額が随分減りましたけれども、何団体がやっていて、平均どれぐらい出しているのか。多いところと少ないところで。

（観光戦略課長）花のコミュニティの補助金でございますが、こちらにつきましては平成24年度に2分の1から3分の2ということで改定をいたしました。28年度の支払い実績といたしましては、16団体に交付をしております。平均額については、ちょっと今手元には用意してございませんが、少ないところは1万円くらいから、多いところは35万円ということになります。

以上です。

（菅野）どちらにしろ、公共用地に植えてお金を出しているのです。自分のところに植えているわけではないですから、畑とか駅前からずっと続く通りとか、そういうところにやるお金なわけですから、3分の2になりましたけれども、これは全部出すというふうにならないものですか。だって、私らも思いました。肥料入れたり、すごく金かかるのに、そのたびに生出塚では花を売ったのです。苗とか花を売ったのです。そうしないとだってお金にならないですから、少しでも売ったり、でも売るほどつくる、上手なうちは買いません。買ってくれませんかから、上手につくらないと。そういう技術者がいましたからですけれども、お金を出しながらこれボランティアやるというのは実に大変だということわかりました。

花つくるのって物すごく大変なのです。土をちゃんとしないと咲かないわけですから、これは私は3分の2になった段階でもう生出塚やめたのですけれども、全額出すというふうにならないでしょうか。手間賃まで出せと言わないから。駅植えたり市役所植えたりするのには全部市が出

しているのではないですか。そして、何がしか予算組まれていますよね、お茶代ぐらい、多分。手伝って、ボランティアの方のお茶代ぐらいは。これは、全額出すというふうにすべきではないかなと思うのです。だからといって山ほどやる団体がふえるとは思いません。公共用地にやるのですから、それはできないかと思うのです、趣旨からいって。

（観光戦略課長）市内の本当に公共施設にいろいろ花の植栽をしていただいて、きれいにしていただいて、手間をかけていただいていると本当に感謝しております。こちらのコミュニティづくりの補助金の交付要綱は、平成10年度に設置をされまして、目的は市民等のコミュニティ意識の高揚を図ることが目的で、公共施設等に花を植えていただくというのが手段となりますので、あくまでも目的は市民のコミュニティの高揚にありますので、自主的に花いっぱい活動をやっていただく、そのうちの3分の1だけをちょっとご負担いただいて、より一層花に愛着を持っていただくということでご理解いただければと思います。

（菅野）ご理解しません。だって、そんな金出さなければコミュニティづくりっていいからかんになるなんてことありません。そんな花やるなんていう人が、そんな変な人がやるわけないのです。だって、これのうちの3分の2ということは、60%は出ているということでしょう。10%というのは6で割ると160万の10%は20万ぐらいで、あと何十万、ちょっと出せば……そっか。3分の1のうち3分の2出ているということは、3つで割って、160万3つで割ると50万、あと50万ぐらい出せばいいということでしょう。50万出せば。そうですよね。3分の2は出ているのだから、3分の1だと50万ちょっと。50万ちょっと出してやったからって、金出させなくてはコミュニティが醸成されないということないと思うのですから、部長ですね。これは部長の決断です。もう部長の力量が問われますよ。

（環境経済部長）途中で補助がふえたということも少しはそういう面では市民のほうの負担を少なくということ考えたのだと思います。先ほど課長が答弁したとおり、目的はコミュニティを深めてもらって、地域の皆さんでその地域づくりを一緒にやっていくということが目的ですの

で、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(菅野) それは、市民の苦勞知らない。3分の2だって私がしつこく言  
って、ようやく3分の2にしたのですから、それでちょっとで生出塚や  
めたのですけれども。きのう、ほらあれのこといろいろ話したではない  
ですか。南、小谷の。

(小谷南の声あり)

(菅野) 小谷南のこと話したではないですか。確かに金欲しいというの、  
彼の気持ちわかるぐらい花って金かかるのです。それで、安易に人はお  
金を出してくれないのです。生出塚も1年1,200円って会費を出してもら  
うのです。出してもらうについては、何がしかの返すものがないと、花  
を切って渡すわけにいかないから、結局苗なのです。小さい苗をあげる  
ために苗を、種をまいて、年中まいて、こうつくるわけです。それをと  
って、会費もらおうと年何回か配るのです。配るって、とりに来てとい  
うのですけれども、とりに来ない人は配ると。その労力たるや、幾ら楽  
しいからってただ働きでは本当できないです。それで、高齢化になって、  
結局はやめました。行政からお金もらう、3分の2にしてもらうについ  
ても、ただつくっているだけではなかなか。結局はいろいろお世話にな  
りましたけれども、読売新聞や毎日新聞の主催するコンクールに、全国  
コンクールに出して、準優勝したり優勝するとか、これも大変な努力で  
したけれども、とにかく労力だけではなくて知恵も使って、金も使って  
やっているのです。

ただ安易に金出してくれない中で3分の1の金出してもらって、3分の  
2は楽しんでいるからいいだろうというのはちょっとあれですね。南小  
のこっこの鴻巣公園のところの花もやっつけてくださっているのですよね。  
あの周りのきれいな花が。ウォーキングコースのほら、あるではないで  
すか、周り。きれい。あそこ日陰で大変だと思うけれども。ああいうの  
でも随分お金かけているなって。最近ここ、ラナンキュラスのきれいな  
のあるの、あれ何でしょうね。入り口にヒメイワダレソウなのに、そこ  
のところずっと階段上ってくるのに10個ぐらいあるのわかりません。ラ

ナンキュラス。こんなきれい、かわいい花。1個500円もする花が8個か10個ぐらい誰かが植えたのでしょうか。わからないか。赤いきれいな。

(何事か声あり)

(菅野) わかりますよね。前市があれを駅前のあるではないですか。ミスタードーナツの前がこうなっているじゃない。あそこに植えたのです、あのランキュラスを。あれ1個500円しますから。あっという間になくなった。盗まれたのです、きれいだから。だから……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。決算質疑でございますので、簡潔にお願いいたします。

(菅野) ですから、心ある人はああやって植える人がいるわけです。市役所のあんな美しい500円もする花を。10個だと5,000円です。あっ、5,000円と思って見ている。すぐ金にする。だから、せめて3分の、あと50万円ぐらいは出しても、本当に市民の皆さんにその分還元すると思いますので、市長に進言していただけたら、こういうふうに部長は思いませんか。進言してください。

(環境経済部長) 市の財政のほうも大変厳しい中でございますので、その辺も考慮しながら検討しますが、なかなか難しい状況かなと考えております。

以上です。

(菅野) 使い道が違うのだよ。あんな駅前のビルに10億も出すではないですか。

(何事か声あり)

(菅野) 何言っているのですか。そんなものが通じるわけない。では、次。

(委員長) 挙手をして発言をお願いします。

(菅野) 83ページの同和部落解放団体の補助金についてお伺いをします。予算のところでも言われました。2団体が廃止をして、この金額になったわけですが、本来もう同和は、もう本当にそんな差別なんかないわけですから、本来廃止をすべきだと思うのですが、こういう方向に行かないのか。なぜ言うかということ、埼玉県の深谷市、本庄市、上里町

の2市1町の首長と議会が同和行政の廃止を決めたのです。すばらしいです。解同など運動団体に通知をして、補助金をやめる。旧同和地区の集会所や隣保館の閉館、閉鎖措置をとったわけです。これことしの8月11日の裁判結果ですけれども、解同が通知したのを無効だと言って、慰謝料の支払いを求めた控訴審の判決が6月19日、東京高裁であって、解同側が1審に続き、これ2審なのです。全面敗訴をしたわけです。自治体に残る同和行政事業の終結に弾みとなったもので、今まで私たちも深谷、本庄、上里のほうは鴻巣あたりどころではない。すごく活動が活発だと聞いていたのが、きっちり首長の考えで廃止され、それが裁判でも適法となったわけです。ですから、鴻巣はそんなこと言っていないね。いつまでも差別がある、差別があると言っているわけですけれども、やめられない根拠がどこにあるのかお聞きをします。

あと、解同の補助金はこの資料のナンバー4にありますので、それは皆さん参考にしていただければ。ナンバー4の補助金は、行政が出した資料です。4に出ていますので、資料請求に。お聞きします。いつ廃止するのか。

(やさしさ支援課長)同和対策に対する補助金の廃止というところでは、同和対策審議答申にもあるとおり、部落差別をなくすことが行政の責務であります。昨年12月に部落差別の解消に関する法律が施行されましたが、法律では現在もなお部落差別が存在すると、部落差別の存在を明確に示しております。残された課題である心理的差別の解消をするには、やはり行政だけではこの問題を解決することはできません。行政と運動団体との連携が不可欠であり、行政と運動団体が連携して取り組むことがこの問題を解決する唯一の方法であると考えております。したがって、補助金に対する助成は必要と考えておりますので、廃止は考えておりません。

以上です。

(菅野)第一鴻巣は属人主義ですから、属地主義ではないですから。ここに住んでいるから、ここに住んでいる人は同和ですよ。そんなもの言えないです。今もう新興住宅地がどんどん鴻巣中に行って、混住が進ん

でいるのですから。いつまでそんなこと言っているのか。去年の12月、2016年の12月に部落差別解消推進法というのが決められたと言いますがけれども、これはどういうことかという、自民党の二階幹事長が肝いりで2016年3月からわずか1カ月半でばたばたとまとめて、5月に提出したわけです。まさに二階派と部落解放同盟、解同の合作というべきもので、7月にこのとき参議院選挙があったわけです。そのときに野党と市民の共闘の、いわゆる二階流分断とささやかれたと、選挙で革新も含めた、そういう共闘勢力を分断するという、自民党は数を頼んで公明党と審議抜き、採決ありきで強硬を図って、もちろん日本維新の会も共産党の主張は理解できると言いながら、同調したわけです。民進党には、社民党も入っていますから、の人もさまざまな意見があったけれども、容認して、同和タブー、解同タブーのもとで決められたわけですがけれども、これには財政措置はされていないのです。

それで、自民党を中心になって起草した参議院の法務委員会の附帯決議でさえ、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害していた要因であることを厳しく指摘して、また国や自治体が行う教育や啓発や実態調査によって新たな差別を生むことがないようにすると強く求めているものです。ですから、もうこの決議の文章を見ただけで、もう行政がやらないと言えらるわけです。2016年の12月8日に参議院の法務委員会が出した文書では、重要な点を言いますと、地域社会の実情を踏まえつつ、次の項目について格段の配慮をすべきであると。過去の民間運動団体の行き過ぎた言動、これを言っているわけです。先ほど言った部落差別の解消を阻害した要因を踏まえて、総合的に施策を実施すること、啓発により新たな差別を生むことがないようにすること、また調査をすることで逆に部落差別の解消どころか、その掘り起こしにつながると言っているわけです。

そもそも14年間も、もう2000年に法がなくなって、2002年に法が失効して、2016年まで14年間も部落差別はなくなったと言っていたものを突然言い出して、ばたばたと決めたと。もう選挙対策ですよ。野党共闘に対する二階派、解同の分断政策だとささやかれたと書いてありますけれ

ども、なぜいつまでもそのあれなのかと。それで、鴻巣は、「ほほえみ」を見ますと、インターネットのどうたらって全くもう解同の言うことをそのまま書いているのです。インターネットや何なので……

(ほほえみじゃ。ありがとうの声あり)

(菅野) 「ありがとう」です。「ほほえみ」ではない、「ありがとう」です。インターネットを利用した差別の書き込みや差別発言が起きています。鴻巣でお金をこれほど出さなければいけないほどどんな差別があったのか。それで、2団体がやめた理由は何なのかと、今後どう考えているのか、まずこれをお聞きします。

(やさしさ支援課長) まず、2団体のやめたというよりは減額という形にはなっております。これは、やはり他団体とのバランスということでは、ずっと市のほうでは運動団体が組織されたのを受けて、補助金を見直すということについては調整をしてきたのですけれども、なかなか団体によっては活動量に差があったり、思い切った調整ができなかった経緯というものがあります。そのために昨年度は団体のほうと協議をして、1世帯6万円上限という形で調整をさせていただいたというところで、減額になっております。

(菅野) インターネットの差別って、何を根拠に言っているか。

(やさしさ支援課長) あと、心理的差別というところでは、昨年度2月ですか、鳥取ループ示現舎によるインターネット上のウェブサイトの差別ということが、事例が起きたり、現にインターネット上で差別を、発言のようなものが見受けられているというところでは、やはり全国的にインターネット上の差別がかなり増加しているというところでは、心理的差別をまだまだ解消ができていないというところでは今後も取り組んでいく必要があるかというところがございます。

(菅野) インターネットの差別なんかないって、ゼロから7件だと私も本会議場で予算、決算ごとに言っています。差別なんかありませんよ。それから、補助金ですけれども、解同は、解同系の団体は6万で、正統派埼玉連合会は5万5,200円で、部落解放同盟、これは解同か。もう一方のはもっと低いのです。要するに解同だけは6万、一番多くて、部落解

放正統派鴻巣支部が5万5,200円、もう一つは3万何がしかなのです。運動団体によって差があるなんていう補助金はこれをおいてありませんし、何か活動に差があるなんて言いますけれども、これ活動報告、去年の決算で出してもらいましたけれども、ほとんどいわゆる市独自というより、市独自で会議はしていると言いますけれども、いわゆる県全体で運動するところに行っているということで、ほとんど同じですよ。ほかの運動団体と比べても、やっていることは。特別解同だけが部落差別のためにやっているからということでもないし、第一6万円という額が非常に多いということです。どこに集会に出ているぐらいで、1人当たり6万出せるかと。

では、自治会の班長さんが毎年、毎月班長会議出て、自治会のことをいろいろやって、その上市から来る配布物を年中配布して、1年間に班長に出すのがたった500円ではないですか。500円。わかりますか。5,000円ではありません。それで、ことし市長は新しい政策を起こしたと言って目玉施策で言ったのがたった100円ふやす。600円です。100円ふやしたのです。自治会長集めて会議してしまって、そこで自治会長がお願いしたのか何か知りませんが、そんなもうそういういわゆるさっきの花だって持ち出しでやれと言って、参加するのはあなたの自由だと、金出して生きがいを与えているのだ、そういう行政なのに、これは非常に不当な出し方であるし、市民はそもそも絶対認めないものですし、県北でやれたことが鴻巣でやれないわけないです。

それで、今どき解同の方というのはもともと古いお宅に住んでいる方ですから、広い敷地で立派なおうちで住んでいて、その近くに30坪ぐらいの民間の住宅がどんどん建っているわけですから、貧富の差も何もなくなっているわけですから、これはもう部長ですね、市長にきっちり言って、県北に倣って、民主主義の観点からもうやめるべきであると。必要なものはちゃんと平等な立場で他の運動団体と歩をそろえる形で補助金を出すべきであると思いますが、どう思いますか。

（市民部長）補助金については、今まで長い歴史、運動団体とともにその都度その年ごとに調整協議しながら交付してきた経緯はございます。

ここでやっこの決算で一部活動団体に大きく差があるということで、その辺を担当のほうと団体で調整しまして、とりあえずの目安を一応活動も立ち行かないとということで、6万円を上限ということで定めていただいたというのが、やっとなんか取っかかりができたかなということで考えております。これで28年決算では100万円ちょっと減額ができております。

ただし、あとは先ほど課長のほうも申したように、28年には12月にまた新たに法律のほうができた中で、その3条には国及び公共団体の責務ということで、今後国及びその他の地方公共団体は連携を図りながら、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとするというような法律の趣旨というか、条文になっておりますので、具体的にはこれが今現状の補助金を出していくことが、そういうことがいいのか、今後もっと国や自治体が何かをしていかななくてはならないのかということ、またちょっといろいろな意味で分岐点に来ているのかなということですが、今後まだ運動団体の方もおりますし、まだ先ほど課長のほうも言った心理的差別の問題とか、そういうことも解消されてはおりませんので、まず解消に努めるという前提で今までどおりまた当然今後団体と協議していきますが、団体が必要とする以上、活動補助金の交付は続けてまいりたいと考えております。

(菅野) そんなのは部長の値があるか、そういう答弁が。どうでしょうか。だって、埼玉県の3町がもう活動はちゃんと終わっているというふうになっているわけです、裁判の結果。それで、参議院でこの法が決まったときに、法案の提案者は糾弾は一切ないようにきちっと条文をつかった。旧同和三法のような財政出動の根拠に使われるものではない。旧同和地区や地区住民を特定した実態調査は全く考えていないなどと言って、この法を無理やりつくったわけですがけれども、財政出動はしないとやっているわけです、この中でも。提案した人が。

ですから、同じ埼玉でできているわけですから、お金を欲しがっているからって、活動に差があるたって、全部いろんなところの会合に出て、では鴻巣でこの人たちがどういうことをやっているかというのですよ。

特別属人主義ですから、誰がどうかというのはわからないわけですよ。地域で指定できない。では、会員がどこが何人いるか、大した会員、人数的には大していませんから、その人たちがでは県やどこかの運動団体の会議に行くだけで補助金が得られているわけです、この活動報告見ると。解同で言うなら、狭山事件の市民集会とかには別に出ていますけれども、あとは旅行です。鴻巣集会所ふれあいの旅とか、人に言わせれば同和の方は毎年無料で旅行に行っているって、同和の人のほうがいいわねなんて逆にそんなことで、逆にそんなことまで耳に入ってくるようになってしまうわけです。

ですから、もう格差なんかありません。誰も差別なんかしていません。同和の人だってどこへどうしようが、誰が同和なんて言っているような人こそ逆に市民から批判を受ける、そういう時代になっていますので、例えば県北でそういう裁判があって、さいたま地裁でもそういう方針が出ているわけですから、これについて研究してみるという、そういう気はありませんか。そんなの答弁かね。部長、もう一回答えてください。

（市民部長）その辺の県北の事実は事実として知っておりますが、私も北足立郡市同和対策推進協議会というので14市町で構成する組織に入っておりますので、その他市と連携をとりながら、今後この法も制定もありますので、その後は調整をとりながら注視して判断してまいります。

以上でございます。

（菅野）七、八十世帯の世帯に1人当たり6万だの何百万ものお金を出すなんていうのは正当な市税の使い方ではありません。きちりと市民の皆さんのお金をどう使うかという立場ですべきであると思います。部長の言い分を見ていると、2団体が年をとっても代表の方ができなくなったと、そうかといって人数をふやすわけにもいきませんし、もう。あとは自然消滅を。だから、補助金は要らないと。代表がちゃんといないと。親分制度でやっているのではないでしょうけれども、そうすると年にとって代表の方ができなくなったというまでやるということですか。2団体がやめた理由はそういうことですよ。それをお聞きします。

(市民部長) 以前は最高6団体を出していたというのがございますが、申請が要らないとか、うちのほうが団体と対応している基準というのがこの14市の中では団体の構成世帯5世帯というのがございますので、それ以下の世帯になったら当然補助金とか団体としての対応はしておりませんので、今後当然組織、私どもこの4月から本会議でも申し上げましたけれども、会議で出て、当然組織のほうも高齢化とか、どういう状況というのはもう本当にこの法制定が出てきて過渡期だと思いますので、繰り返しになりますが、またこの私どもが構成する14市と連携をとりながら県内の動向とかも注視して判断してまいりたいと思います。

(菅野) では、それはまた本会議場でただしますけれども、29世帯と13世帯と6世帯と5世帯ですから、わずか53世帯です。53世帯に対してこの補助金が出されているわけです。290万、300万ですよ。1人6万数千円という市の補助金の出し方からしても正統な支出とは思えませんので、きっちりと現状に見合った形で方針が出されるように望むものです。同和に対しては終わります。

次、ここは……

(委員長、済みません。ちょっといいですか。時間制限とかはないんですか。お一人ずつの声あり)

(委員長) 開会前に申し上げたのですが、この委員会は時間制限がないということでお話を今させてもらっておったのですが。

(そうですか。はいの声あり)

(菅野) 余りもともとが余りないのだよ。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと私もそれは気にしておったのですが。

(菅野) 気にしていた。では、時間制限がある。あと30分で終われとか。

(委員長) いいえ。

(何事か声あり)

(菅野) ある。部長の答弁がきちっと来れば1回で済むのです。答弁のほうだって言うて下さい。同じこと2回も3回も言うから。

(委員長) あとは簡潔にお願いします。

(菅野さんのほうも長いよの声あり)

(菅野) 長いよだって、住民の願いしょってきているのだから、長いです。

(委員長) では、質疑を続けてください。菅野委員、質疑を続けてください。

(菅野) 男女共同参画ってここですよ。

(何事か声あり)

(菅野) このことについて……

(何ページですかの声あり)

(菅野) 85ページです。男女共同参画。それと、女性相談事業とやさしさ支援課で行われておりますけれども、このことにより市民への市の成果、女性相談事業もあるわけですから。2つ。両方よ。

(別だよ、事業の声あり)

(菅野) 事業別だけれども、共同参画と女性の相談でどういう市民への政策が還元しているのかということです。両方お聞きします。85ページ。

(両方一緒に聞いちゃうかの声あり)

(菅野) うん。だから、いいのだよ、その答弁で。こういうことですよってしてもらえれば。

(やさしさ支援課長) それでは、男女共同参画についてまずお答えいたします。

男女共同参画というのは、皆さんご存じだとはもう十分わかってはおりますけれども、ちょっとご説明させていただきたいと思います。やはり全ての人権が尊重され、配偶者への暴力、児童虐待、高齢者虐待、いじめ等、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭や職場また地域における生活等について性別にかかわらず能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりということで、本市では事業を進めております。

その事業としては、まずは男女共同参画を推進するための意識づくりということで研修会、また先ほどの質問の中に出ていました「ほほえみ」等の情報紙の発行等、市民の啓発を主にこちらのやさしさのほうでは実

施をしております。昨年度の状況としましては、まず実行委員形式で鴻巣男女共同の集いということをして2月の25日に開催しております、これはクレアこうのすのほうで大ホールで開催しまして、人数的には多くの市民の参加のもと開催して、そのときの資料というところでは、昨年やったのは日本唯一の主夫芸人ということで、男性です。男性が主夫になってわかったことという内容でやりました。そのときに参加者が539人ということで、285名からの回答の中では、やはり身近なところで男女共同参画について考えさせられたというご意見、またこういうイベントに参加することで本当に改めて男女共同参画について認識を新たにしたいというような内容のものが感想をいただき、また中には夫に聞かせたかったというご意見をいただきまして、女性の参加、女性の出席についてはかなり多いのですけれども、なかなか男性が来ていただけないというところでは、その男性のちょっとそういう啓発、研修会に男性が少ないというところがちょっと課題ではあるかなというところなんです。ただ、あと男女共同セミナーというものを昨年は3回開催しております、これは物の整理は心の整理ということで、家の整理をすることでいろんなものが見えてくるという、そんな視点でセミナーを開催しまして、とても役に立ったというご意見をいただいております。

また、職員に対しては、男女共同セミナーということで男女共同参画社会をめぐる実態と課題についてということで、職員に対しての研修を実施しております、やはり初めて理解、認知度が深まったという問いには9割の方が深まったというご意見をいただいているということです。

また、「ほほえみ」の情報紙を全戸配布ということで昨年の3月に全戸配布をしております、それについては啓発の手段という一つの手段として捉えております、各家庭に1部これがあることで皆さんが手にとることをうちのほうとしては願って発行しております。いろいろなところで研修会、啓発等を細かい部分でちょっとやっておりますので、そういう意味ではかなり男女共同参画というものが意識づけされてきたのではないかと感じております。

続きまして女性相談事業ということなのですが、この女性相談事

業についてはどういう趣旨かと申しますと、日常生活の中で誰にも話せない不安や悩みを抱えた女性に対し、適切なカウンセリングを行い、また相談者の必要に応じた関係機関を紹介することにより、相談者が抱える問題の解決を支援することを目的に実施しております。この女性相談については、専門の相談員を配置しております、女性心理カウンセラーと言われる方を配置しております。ただ、月に1回ということで、1日4名までの受け付けということで、時間制限50分ということでありますので、継続を希望する方に対してはお受けをしております。この成果として、28年度の相談件数は27件ということで、前年度は34件でございました。相談の内容としては、やはり自分の性格に悩んでいるという、そんないろいろな人には言えない悩みをしている方が10件、コミュニケーション問題が、コミュニケーションに悩んでいますというのが5件、DV問題が5件、また離婚問題が3件、病気問題が2件、認知と相談が各1件ということで、内容はさまざまなのですけれども、このカウンセラーという相談員の特質を皆さんよくご存じで、本当に人に言えない悩みを考えに考え抜いてご来所していただいたのというのはとっても私のほうでは感じるころがあります。そういう意味では50分経過したときに、次にいない場合は状況を先生と相談して、ちょっと延ばすとか、そういう配慮もしていかなければいけないのかなというところでは、非常に心の悩みを抱えた女性の方にとっては唯一の救われる場所ではないかと感じております。

以上です。

(菅野) ありがとうございます。

それから……

(何事か声あり)

(菅野) うん。いや、もういい。次。

マイナンバーってここ。

(個人番号の声あり)

(菅野) マイナンバー。

(ここですの声あり)

(菅野) ここだよね。これとれたのだと思うのだな。

マイナンバーについてお聞きします。

(委員長) 挙手を挙げてお願いします。

(菅野) 95、この資料でマイナンバーの申請交付、住基カード発行枚数が報告されました。申請1万4,000に対して交付が1万1,000、それから住基カード発行が有効枚数2,843枚。総発行枚数が6,263で、有効枚数が2,843と。このマイナンバーについて、もっと発行するよという啓発を今後市報を通じて精力的にやっていく気なのでしょうか。まずこれをお聞きします。

(市民部参事兼市民課長) まず、今までのちょっと経緯をご説明させていただきます。

(短くの声あり)

(市民部参事兼市民課長) はい。本市では、平成28年の1月19日、マイナンバーカードの交付を開始したところがございます。それで、周知方法としましては、特に平成28年度4回ほど市報、広報紙「かがやき」のほうで周知をしているところがございます。また、そのほかにもホームページにおきまして申請から交付の流れですとか、あるいはマイナンバーに関するご案内を掲載しているところがございます。また、さらにここの成人式するとき、マイナンバーカードのご案内をパンフを1,300部作成しまして、新成人の方に配布したところがございます。

あとは交付件数の増加につなげる実務についてでございますけれども、個人番号カードをご申請されて、申請後、J-LISのほうからはがきが行くと思うのですけれども、はがきが行ったのにもかかわらず、市のほうに交付の申請に来ないという方がおられます。ですので、その方につきましては3カ月が経過した方につきましてはカードの受け取りについての勧奨通知、とりに来てくださいということで、そういった文書も送付しているところがございます。今後もカードについての広報は続けていくつもりではございますけれども、10月1日から今度コンビニ交付サービスの開始もございますので、それにあわせてカードの交付の増につなげていけばいいなと思っております。

以上です。

(菅野) カードをとっても市が言うのには住民票ではない。印鑑証明や何か何がしの証明があっちこっちで受けられますよということですよ。証明なんか受けません。だって、住民票とるなんてないです、よっぽどうちを買ったか、うち売ったか。よっぽど保証人になったか。よっぽどではないとない。逆に、年寄りが写真の入ったカードを1個持って、なくしてはいけないものがふえる。人生でさんざんなくして生きてきているのに、さらにこの年になって1個ふえるのでは行政が何か罪をつくるような。余り市報などでどんどん、どんどん限られた紙面を使って宣伝するのはいかがなものかと思うのです。あれでカードがわりで商品を買う人なんて、そういうことはもちろんできないわけですから、もうなくなるとかと言ってきた人はいませんか。既にいない。いないのか。

(市民部参事兼市民課長) マイナンバーカードを紛失されたという方ですか。

(菅野) うん。

(市民部参事兼市民課長) 実際におります。

(菅野) いるでしょう。

(市民部参事兼市民課長) はい。

(菅野) いるよね。私、すぐなくしそう。とらない。

(市民部参事兼市民課長) では、続きに参りますけれども、コンビニ交付のことをさっき委員さんおっしゃられて、確かに市ですと8時半から5時15分までの開庁の間しか対応ができないところなのですけれども、コンビニ交付ですと土日限らず、朝6時半から夜の11時ですか、そこまでやっておりますので、他市の関係職員にも聞きますと、そういった方、コンビニ交付を利用している方もいるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(休憩の声あり)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

◇

(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 要するにナンバーカードは、普通の市民、まして物を失うかなんて心配するような高齢者がどんどん使うものではないわけで、使うのはいろんな商売をやっている人とか事業をやっている人とか役所であって、そこら辺は市報を1ページ割いてまで何度も宣伝をしないと。顔写真つきのあれだけの情報のものを紛失したら大変なことなわけですから、逆です。ですから、そこら辺は一考していただきたい。市報にとれとれ、とれとれという感じに1ページ立てで年中宣伝をしないと、これにはどう思いますか。

(市民部参事兼市民課長) 個人番号カードにつきましては、国の施策といますか、今現在国のほうも交付率が低い状況でございまして、県でもおおよそパーセンテージなのですけれども、8月現在が埼玉県のほうも9.7%です。鴻巣市は比較的高くて10.7%となっており、近隣に比べても高い状況でございます。国からも国の事業として国からも補助金ですとか、そういったのをいただいて、これからどんどん交付を広げていく目的があると思うのですけれども、その辺について少しずつではあるのですけれども、交付件数をふやしていけたらというのが考えでおります。以上です。

(菅野) 187ページで鴻巣行田北本環境衛生組合ですけれども、この総額幾らかかるかということが出ないというのと、あと本当にごみというのは燃やすのではなくて再資源化する、横浜が鴻巣の環境衛生連合会があるとき、クリアで自治会長とか自治会の人担当を当てにして講習会、講演会を開いたですね。そのときにもとてもいい人が来ました。鈴木さんという方が。横浜の中田市長のときに提携して、焼却炉を2つ減らしたのです。そうすると、風下の人の方の病気がなくなったという、それは最後はもう全部分別するということなのです。一番は、一番分けやすいのは事業系のごみです。家族、家庭のごみは雑多なものが入っているけれども、まずは家庭だって今はもうさんざん厳しく分けているではない

ですか。事業系のごみを分けるという、もうベルトコンベヤーに全部載せて、めちゃくちゃなのは返したというのです。事業系のごみは、大体決まっているではないですか。それで、分ければお金になるわけですから、分ければ資源で、まぜればごみなのですから、そういうのも含めて、そういうことが言われなくて最初からもう汚れたプラスチックは燃やすよというのなら、お先が知れているなど、大変お金がかかるのではないかなと思うのです。だから、そういう立場でできるのか。

それから、繰り返し市民の会議の場では、あの場所が非常に水の出るところであると。だから、場所を考えるべきではないかと。そうすると、あの場所でやるには総経費幾らを考えてやれるのか。鴻巣は、そのうち幾らまで積み立ていけばいいのか。まず、そこをお聞きしたいと思います。分別と。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

まず、分別についてなのですが、まず組合のほうではもう既にどういう施設が必要かというのは検討して、燃やせるごみを処理する施設、不燃ごみを処理する施設、プラスチックを資源化する施設、ストックヤード、粗大ごみ処理施設というものをつくるというのは決まっております。ただ、それは平成35年度に向けて着々と進めていくわけですけれども、それと同時に構成市ではそれぞれ独自の施策としてごみの減量化ですとか、資源化に取り組んでいるところでございまして、鴻巣市におきましても先ほど事業系のごみの話が出ましたけれども、横浜市の例で、中部環境センターにおきましては抜き打ちで事業系ごみの搬入調査をやっております。そのような中で不適切なものがあれば、それは文書を通して排出事業者に指導するような、そういうこともやっております。

また、一般の家庭につきましては、やはり燃やせるごみの中に雑古紙と言われる紙類が、紙類として分ければ資源になって、売却もできるし、収入も得られる、それが可燃ごみに混入しているという状況があります。それは、可燃ごみの重量もふえることになってしまいますので、余計な経費がかかってしまうと。そのようなことで、とにかく分別の精度をもっと上げていただきたいということで市のほうでは取り組んでおりま

す。そのように今後もさらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、次のご質問である場所は水が出るので、場所を変えるべきではないかとか、総額幾らになるのだというお話なのですけれども、場所の選定につままして組合がやったわけですけれども、市内を何十カ所という箇所から6つの基本的条件から最も適した場所、いろんな条件の中で最も適した場所を選定したということをごさいますして、もし水が出るということであれば、それなりに対処して高くするですとか、プラットホームを上にするですとか、そういったことで対応するので心配はないというふうに伺っております。

それと、総合的な建設の経費が幾らかかるのかということをごさいまするが、組合によりますと先ほど申し上げました施設を整備して、合計で248億円です。税抜きです。248億円が施設の整備にかかるというふうに聞いております。ただ、この248億円という金額は、税金も入っておりませんし、まだ見積もりによりましてとった金額でございますので、これは今後社会情勢などによって変動することは十分考えられます。

以上です。

（菅野）総額の248億というのは、これにたしか載っていますけれども、整備費ですよ。工事費のようなものですよ。あと、運営維持管理費に20年間で170億かかるってなっていますけれども、これ以外にも土地を買ったり、低いのだから、それをかさ上げするとかという、そういう全体の工事、道路をつくったり、そういうのはまだ出ないで、こういう事業を進めるのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）先ほど言い忘れました。先ほどの248億円には運営維持管理も入っておりませんし、運営維持管理費は20年間で170億円という金額が出ています。それ以外に先ほど委員がおっしゃったように用地取得費ですとか周辺の環境整備ですとか、あと余熱利用施設が必要であるということで、今議論していますので、そのような経費がこれ以外にかかってくることはわかっております。ただ、例えば周辺環境整備につまましては、現在組合の運営協議会によりまして地元のご要

望などを聞いているところでございまして、それがまだまとまっていませんので、金額についてはまだ示されておられません。また、予熱利用施設につきましても同様で、現在運営協議会でどういうものがあるかというのを伺っているところですので、まだその経費につきましても金額については示されておられません。

以上です。

（委員長）では、菅野委員に申し上げます。この件に関しましては、組合議会がありますので、あくまでも鴻巣市一般会計の予算の中では負担金の部分について簡略な質疑を求めます。

（菅野）負担金の意味。要するに幾らかかるかというところから負担金というのは出ていると思いますので、248億かかるというところから負担金というのは出ていると思いますので、どういう施設をつくるかというところを鴻巣の議会としてきちり対応すべきであると思いますので、私たちはここで言う以外言う場所がありませんので、委員になれば言えますけれども。

では、1点だけお聞きしますけれども、例えば今私の言ったことで事業系ごみは抜き打ちでやっている。横浜などは抜き打ちでやるけれども、常時やって、ちゃんとしないと突き返すと、それぐらいやればお金もかからない施設もつくれるわけです。そこにつながるわけです。どういふのをやるかということなのです。資源化をどんどんすると、自治体によっては燃やすのはほんの少しという自治体もあるわけです。韓国などは、もうほとんど資源化しているわけで、鴻巣の場合は、この場合はまず汚いプラスチックごみを燃やすと言いますけれども、そのうち熱が足りないからといってどんどん燃やすのではないかと、きれいなのも燃やすようになるのではないかと懸念するわけです。プラントメーカーにとっては、何せ30年か40年に1回のお金もうけの大商機なわけです。40年前もこれでさんざんこの設備に関して汚職腐敗で大変裁判沙汰になっているわけですから、こういうことにならないような方策がどうされているかという、このことについてだけ、最後にお聞きします。

（環境経済部参事兼環境課長）今委員がおっしゃったように、何十年に

1回の大事業でございませぬので、組合のほうでもしっかりとその辺は進めております。例えば今後事業者を選定したりですとか、そういう重要なところに入っていくのですけれども、それについても選定委員会などの外部の意見を聞きながらきちんとその辺はやっていただけるものと考えております。

以上です。

(菅野) 203ページの商工会のところですけども、花火に関する商工業振興補助金655万3,000円、この中で説明があったのですけれども、花火大会には幾ら、この中に入っているものの幾らなのか。ほかから出す分も含めて幾ら出すのかお聞きします。

(産業振興課副参事) 花火大会の補助金につきましては、こちらの商工会商業補助事業と商工会工業補助事業の商工業振興費補助金としてそれぞれ150万円ずつ、300万円、平成28年度につきましては交付をしております。

以上です。

(菅野) そうすると、27年度も300万でしたっけ。

(産業振興課副参事) 27年度につきましては、400万円だったと記憶しております。これは、周年といいますか、例えば合併10周年記念あるいは市制施行の60周年記念、そういった記念のときに100万円を増額させていただいております。したがって、平成27年度は400万円の交付をしていたと記憶しております。

以上です。

(菅野) でも、破裂したので100万出したですよ。あれはことしですっけ。

(ことしの声あり)

(菅野) ことしは100万破裂したからって出した。でも、500万かかるうちの100万って言いましたから、あのとき。同じ会派ではないけれども、細川氏が私ら一緒にご飯食べたりお茶飲んだりしているわけですけども、全体で幾らかかるのと言ったら、8,000万以上かかるのだそうです。あれだけの事業するのに。それで、商工会の青年部というのは、何人い

るのって聞いたら、青年部って49ぐらいまでは青年というのですって。50人ぐらいいるらしいのですけれども、あれにかかわっている人は二十数人なのですって。二十数人だから少数精鋭で小回りきいてやれるのかもしれないけれども、もう夜も寝ない、大変な、それで手練手管の優秀な人がやっているのであれだけの事業できると思うのですけれども、花火のまちを標榜して、西口にこんな大きな花火のあれ、そこら辺に飾ってあるではないですか。あれ市がやっているかと思っています、みんな。花火のまち鴻巣市って書いてある。

あれは詐欺とまでは言わないけれども、いかがなものかと、8,000万かかるのなら、300万か。せめて再開発に10億出す金あるのなら、500万ぐらい出してもいいのではないかなと思うのですが、どんなものでしょうね。でも、8,000万かかると聞いて、出入りでどこかあれなのですけれども、花火のまち標榜するのなら、去年が400万なら、去年は破裂したからなのかもしれないけれども、予算が多くつけることはできないのかと、これを聞きます。たまに出せというの。誰が答えるか知らない。

（環境経済部長）この花火の補助金は、ほかにもいろいろな補助金がある中でのことですので、基本的にベースは300万にしております。何かあったときに、周年記念だとか、今回の筒が破裂したので、臨時的なものが出るということのときにちょっとプラスアルファをしようということで基本的には考えております。

以上です。

（潮田）菅野委員がかなり細かくやりましたので、その中で単純にわからないことだけちょっと確認をしていきたいと思います。

済みません、27ページの農地活用促進事業補助金、これが済みません、ちょっと農地の関係が非常に細かくてわかりにくい、自分自身がちょっと不勉強な部分もあるのですけれども、これは1件当たりが幾らぐらいのものとか、そういったもの。数字的なものがよくわからないのですけれども。

（産業振興課長）この補助金につきましては、歳出のほうで農地活用推進事業という事業のほうでそっくり出る事業になります。これは、地域

内に錯綜したというか、個人個人でいろいろ持っているのを農地を集積  
… …

(何事か声あり)

(産業振興課長) はい。集めて、担い手に集めたりするときに、その補助金が交付されるということで、ここに入っております歳入のほうにつきましても、集積面積10アール当たり5万円というのが上限の基準で県から交付されることになります。それを活用、事業のほうで、活用推進事業のほうで地域集積協力金と昨年度でいくと耕作者集積協力金という形で交付しているところでありまして、集積協力、地域集積につきましてもは3地域、耕作者協力金につきましてもは44名の方に交付している事業です。

(潮田) わかりました。済みません。

あとは35ページの、これもちょっとそんなに大きなことでもないのですけれども、鴻巣フラワーセンター株主配当金って、これって近年の推移というのはどうなっているのか確認します。

(産業振興課長) これにつきましてもは、フラワーセンターの株主配当という形になっておりまして、1株当たり配当金150円掛ける鴻巣市の所有株式数3,680株によりまして、55万2,000円という形で、ここ数年ずっと変わっておりません。

以上です。

(潮田) 変わらないということは、収益はずっとこのところ変わっていないということになるのでしょうか。どうしても花農家さんの話を聞くと、なかなか厳しいのだ、厳しいのだという話は言うのですけれども、実際には配当金がこの数年変わっていないということ、フラワーセンターでの収益も変わらないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(産業振興課長) 収益は恐らく前後というか、上下あると思うのですが、1株当たりの配当金というのを150円と決めておりますので、それで配当されていますので、ずっと変わっていない状況になっています。

(潮田) わかりました。

先ほど、次が花のコミュニティづくりの75ページのところなのですから

ども、先ほど菅野委員のほうからもいろいろ質疑ありましたが、この花のコミュニティと花のボランティア育成活動と、あと91ページに……91ではないな、ごめんなさい。89、ありますよね。207にもあったりとか、いろいろ花の関係のいろいろあるかなと思うのですが、207にもあります、花壇整備とか。花に関するものが幾つか支出があるのですけれども、これなかなかコミュニティづくりなのか、ボランティア育成なのかわかりにくい、市民からするとどこの花壇の花も同じなのではないかというふうに思ってしまうのですが、実際にはボランティアに委託する部分と、あとNPOをお願いをしている部分と幾つかあると思うのですが、この花のコミュニティづくりとまずボランティア育成活動事業とお金の出方はどのように違うのでしょうか。

（観光戦略課長）まず、75ページの花のコミュニティづくり事業のほうにつきましては、みずからコミュニティの推進のために、例えば自治会等で花壇に植栽をするということで、積極的な活動に対してコミュニティの推進を図っていることを目的としておりますので、その手段として花を植えていただいているところに補助金を出しております。あくまでも自主的な活動、自主的に花いっぱい活動をやっていただいている方、団体に補助を出しているという事業でございます。

その下の花のボランティア育成活動事業につきましては、こちらは鴻巣駅東口駅前花壇、それから市役所の入り口及び玄関前、それと吹上支所の周辺と吹上保健センターということで、大きく分けるとこの4カ所にボランティアの方に月2回から3回程度植栽や除草などの活動をしていただいております。

後ろのページのほうの花の関係につきましては、荒川河川敷の花いっぱい活動とか、そちらはボランティアとまた違った活動となります。

以上でございます。

（潮田）そうすると、例えば鴻巣市の庁舎のところにもありますよね。花やっていただいている。庁舎のやってきたところとかよくやっていますよね。そこはたしかNPOの方だと思うのです。北鴻巣駅もNPOの方だと思うのです。それが市民からすると全くわからなくて、だけれど

も実際には報酬があるとかないとか、そこら辺の違いがやっている活動されている方たち、自分たちはもう本当にボランティアでやっているのだという方と、それ相応の報酬をもってやっている方というのがあるかと思うのですけれども、そこら辺は市内全体の花づくりという意味では割合はどのくらいになっているのでしょうか。

(観光戦略課長) まず、市役所のバス通りから入ってくる入り口の花壇につきましては、こちらはボランティアの方にやっていただいております。

(えっ、ボランティアの声あり)

(観光戦略課長) ボランティアです。

(潮田) 水やり等、維持管理等もボランティアの方でしょうか。

(観光戦略課長) 水やり等につきましては、職員の直営であったり……

(指定管理だの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時51分)

---

(開議 午前10時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 今も休憩中に少しお聞きしたことで、少し整理はできました。実際鴻巣市、花のまちと言われて、花と人形のまちと言われている、その鴻巣市の中で、では花の、花を鴻巣市としては花まつりも含めてやっている、かなりアピールのツールにしているわけですがけれども、花に関しての予算というのは全体でどのくらいを考えているものなのでしょうか。

(ちょっと休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)

---

(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 鴻巣市が何でシティープロモーションしていくのか、何で外に訴えていくのかという意味での花の戦略をちょっと聞かせていただきたいと思いました。これについては、後ほどで結構でございます。

あと、またちょっと細かいことですが、91ページの、ちょっとわからなくてお聞きしたいのですが、総務費の中の賦課徴収費の中の23の還付金、この還付金が5,200万もあるので、これはどういうことなのか、ちょっとよくわからないのですが、どういうことでしょうか。

(市民税課長) この還付金につきましては、過年度還付金が主でございます。現年度の還付金は現年度予算の中から収入のほうから返しますけれども、税額変更、金、税務署等で所得の変更、前年度、前々年度、税務署のほうでは5年間までさかのぼりますので、そういう変更の確定申告等、または市民税の中で扶養の控除の追加、そういうことの申告があった場合に課税変更をしまして、還付になった場合にこちらの予算のほうから支出しております。

以上でございます。

(潮田) ということは、これは確定申告等によってであって、これだけ還付するというのがちょっと何か計算間違いがあったとか、そういうことではなくてということでしょうか。

(市民税課長) 基本的に確定申告及び自主の申告が主体でございます。課税の見直しの中でうちのほうで発見した場合もある場合がありますが、基本的には自主申告が主体でございます。

以上でございます。

(潮田) これについて聞かせていただこうと思ったのは……いいですか。大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(市民税課長) あと還付の中には法人のほうも変更がありますので、法人は市のほうで計算するというよりも、過年度の変更等を自主申告で全てしてきますので、それに基づいて課税のほうもプラスになったり、還付になりますので、やはり還付になるものは、古い年度のものは過年度、こちらのほうの還付予算金のほうから支出しております。

以上でございます。

（潮田）これと直接かかわるかどうかわからないのですけれども、ほかの市町村で課税の仕方にちょっとミスがあったとかというようなことが少し前にあって、そういったようなことに鴻巣市ではないということを信じているのですけれども、そういったことがあった場合に、もしもあった場合に計上されるのはこの還付金というところになっていくのでしょうか。

（市民税課長）そのような場合があった場合にも対応はこちらのほうでしていきたいと思っております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。

続きまして、95ページのところです。マイナンバーカードの関係だと思っておりますけれども、人材派遣委託料です。個人番号住基ネットワーク事業の中の人材派遣委託料が356万5,017円、これは何人体制でやっているもので、また今年度とかも同じなのかな。ちょっとわからないのですけれども、ちょっと私が少なくとも窓口に行ったときに感じたのは、余り専門性を感じられなかったのです。これだけの委託をするとすると、もう少し専門性があってもいいのかなと、ちょっと専門的になるとすぐに職員に交代になりましたので、専門性が必要な場合はそこそこの金額の派遣必要だと思うのですけれども、そこら辺どのような体制でやっているのでしょうか。

（市民部参事兼市民課長）人材派遣委託料についてでございますけれども、これにつきましては昨年の4月から12月までの9カ月間ということで、常時2人を従事させまして対応しておりました。委員さんのほうで問い合わせ、例えば窓口でということで職員に聞きに行くということで、そういった経験でということですか。

（潮田）単純なことを聞こうと思って行ったときにも、ちょっとお待ちくださいと言って、結局はもう本当に受付窓口状態、決して難しいことを聞くのではなくて、本当に単純なことを聞くためにもちょっとお待ちくださいと言って職員の方の対応だったので、そうなる何のためにこ

れだけ派遣料を出してやっているのかなというのをちょっと不思議な思いがありましたので。

（市民部参事兼市民課長）恐らくその方につきましては、臨時職員が対応しているかなと思います。この人材派遣の方につきましては、奥のほうに入って作業をしておりますので、委員さんが対面された方は臨時職員と受けとめられます。

以上です。

（潮田）わかりました。

続きまして、ごみのリサイクルの関係です。これが先ほどちょっと菅野委員のほうからもありましたけれども、捨てればごみ、再生というか、回せば資源になるわけですけれども、容器包装類の資源回収の委託料、これ187ページですけれども、187ページの資源物処分事業のところ、また資源物運搬事業、この容器包装類、今鴻巣市で黄色のごみの袋でやっているものの回収と委託、でも結構金額がかかっている。実際にこの場合の売った場合の歳入というのは、その収支、歳入の収支です。同じことが粗大ごみでも言えるのですけれども、かかった金額と実際入ってくる金額、その収支はどのようになっているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）容器包装類につきましては、収集の委託料が187ページの資源物収集運搬事業にございます13の委託料の中の容器包装類収集委託料になりますので、こちらが約5,600万円ということでございます。それに対しまして容器包装類は、容器包装協会のほうから拠出金がございます。そちらにつきましては、歳入のほうになります、歳入の……

（一生懸命探したんだけどもわかんなかったんでの声あり）

（環境経済部参事兼環境課長）ページはわからない、ちょっとすぐに出ないのですけれども、歳入のほうにつきましては容器包装リサイクル協会からの拠出金というのがございます。そちらが容器包装につきましてはおよそ390万円が歳入として入っております。

それと、もう一つのご質問で資源類ですよ。粗大でしたっけ。

済みません。ちょっと一旦休憩お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時04分)



(開議 午前 11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼環境課長) 容器包装類については、先ほどお答えしたとおりなのですが、粗大ごみにつまましてはちょっと手元にすぐわからないので、お時間をいただいてからお答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

(委員長) では、ご了解願います。

(潮田) 後で結構でございますが、これ43ページのところに資源回収販売収入というのが3,900万ありますけれども、こっちは瓶と缶とか雑誌になるかと思うのですけれども、そういった鴻巣市が資源として集めているものに対しての収支を合わせて、古紙も含めてお願いをしたいと思います。今すぐではなくて、後で結構でございますので、よろしく願いいたします。

189ページの労働支援事業のジョブサポートこうのすの臨時職員賃金というのは、これは済みません、私がちょっと不勉強なのですけれども、このジョブサポートこうのすに鴻巣市として何人の人がいるようになっているのか。あそこ、ジョブサポートこうのす自体は国ですよ。だから、ちょっと国のところで鴻巣市の職員がいるのがちょっと今までは私何度か尋ねてもよくわからなかったのですけれども、どのような体制でやっているのか確認します。

(産業振興課副参事) 鴻巣市の職員としては、再任用の職員1名が今勤務についております。そのほかに臨時職員ということで2名の方をお願いをしております。そのほかについては、埼玉労働局さん、いわゆるハローワークの就労相談員という方で常時3名の方がいらっしゃいます。以上でございます。

(潮田) ここで言う講師謝礼というのは、済みません、これは鴻巣市としてこのジョブサポートこうのすで何かイベント等をやっているということになるのでしょうか。

(産業振興課副参事) こちらにある講師謝礼につきましては、ジョブサポートこうのすの事業ではなくて、市と埼玉県の間催によりまして労働セミナーというのを年に1回開催してございます。そちらの先生の謝礼ということでございます。

以上です。

(潮田) わかりました。

191ページの、これも私の不勉強が理由だと思っておりますけれども、鴻巣勤労青少年ホーム管理運営事業、これは私、全部指定管理で含まれているのだと思っていたのですけれども、指定管理料のほかにもいろいろな予算が出ているのが、これはどういうことなのでしょうか。

(産業振興課副参事) 勤労青少年ホームにつきましては、鴻巣市内に鴻巣勤労青少年ホーム、それから吹上のコスモスアリーナにあります吹上勤労青少年ホーム、こちらの2つの施設がございます。指定管理の施設といたしましては、吹上の勤労青少年ホームということでございますので、鴻巣の勤労青少年ホームにつきましてはさまざまな経費がかかるということでございます。

以上です。

(潮田) 了解いたしました。済みません。

195ページの一番上のところ、生産調整対策事業のところ、農事協力員報酬というのが155万、この前と今回の条例でなっている農業委員だとか推進委員とかというのは別のこの農事協力員というのがどういう位置づけのものなのか、お願いします。

(産業振興課長) この生産調整対策事業の中の非常勤特別職報酬ということで155万円支出しているところでございますが、転作確認とか、そういうことで7月に現地調査等を行っております。それに155のそれぞれの集落とか、そこから出てきていただきまして、その日当とか、そういう協力をいただいている方に対して1万円ずつの報酬として支払

っているものでございます。そのほかにいろんな回覧文書の配布、調査票の回収、そういうのもお願いしているところでございます。

以上です。

(潮田) そうすると、この農事協力員というのは市内に155人いらっしゃるということなのでしょうか。何人いらっしゃるのでしょうか。

(産業振興課長) はい、155人。地域ごとということですか。

(潮田) 205ページ、鴻巣駅西口駐車場の、これが歳出のほうはあるのですけれども、歳入はどこで見たらいいのかがわからなくて、金額を確認をしたいと思います。この収支を確認したいと思います。

(産業振興課副参事) 歳入につきましては、歳入の部分の使用料及び手数料ですか。ページ数でいうと20から21ページ、こちらの商工使用料の中の中段でございますけれども、駐車場使用料の1,100万、こちらの中に鴻巣市駐車場パーキング・こうのすと西口駐車場の使用料が2つ含まれてございます。

以上です。

(潮田) 2つ含まれているということ、2つだけですか。ほかのも入っているのでしょうか。収支を教えてくださいたいのですけれども。

(産業振興課副参事) 収入の部分については、パーキング・こうのすと西口駐車場のいわゆる使用料という形だけです。収支の部分ということであると、西口の駐車場の管理運営事業ということで指定管理料の132万2,000円というふうになります。実際に細かい数字を述べさせていただくと、西口駐車場の平成28年度の総売り上げ、いわゆる収入の部分が369万9,000円でございます。したがって、これから指定管理料を差し引くとその金額が収支ということになるかなと思います。

以上です。

(潮田) そうすると、ここは黒字ということ。パーキング・こうのすのほうは、収支はどうなっているのでしょうか。

(産業振興課副参事) パーキング・こうのすにつきましてはの平成28年度の総売り上げについてが795万825円でございます。こちらがいわゆる収入。それから、細かく話をさせていただくと、当然パーキング・こうの

すについては借地でございますけれども、その借りている地権者の方の固定資産税あるいは都市計画税、そういった税も含めた形を考えたときの収支ということでお答えさせていただきます。まず、収入が790万からありますよということで、さらに固定資産税、それから都市計画税で100万ちょっとぐらいございます。したがって、その合計金額が収入ということになります。支出の部分といたしますと、ここに書いてございます指定管理料、それから土地の借上料、それからバーとかの機材借上料、これの合計金額の1,100万ということで、収入とすると合計が1,000万程度かなと。支出の部分が1,100万ということで、100万ちょっとぐらいの赤字になっているかなというところでございます。

以上です。

（潮田）この100万の赤字については、今後は改善の方向という考えはどのようになって。それは、このままずっと、これたしか今までも赤字だったかなというふうに思うのですけれども、このまま、もちろん借地のその権利者の方もいらっしゃるから、どうにかしなければいけないものだと思っているのですけれども、何か方策は考えているものなのでしょうか。このまま維持されていくものなのでしょうか。

（産業振興課副参事）まず、赤字の部分についてなのですけれども、土地借上料が平成27年度につきましては1,222万からございました。それを28年度に契約の更新をする際に地権者の方と交渉させていただいて750万という形でかなり減額をさせていただいております。そういった意味では、27年度までの赤字部分というのが600から700万程度あったかなというところが100万から200万程度になったというところで、かなり努力はさせていただいております。そういった中で、なかなかこの750万円というのは、土地を借り上げるときに覚書として5年間ということで750万円という形を維持していこうということで地権者の合意をとっております。そういった中では、指定管理料とこちらについては、なかなか削減ができない部分かなと思いますので、あとは売り上げ、利用していただく台数をふやしていくという努力をしていくというところがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

（潮田）パーキング・こうのすにつきましては、あれは1日が800円というのが、その設定がいけないのかなというふうに思っております。どこを収支にするのかなというのがあると思うのですけれども、周りが今1日600円とか500円とか、自分が利用しているのは300円のところを利用しております。そういう中で、市のところに利用したいと思っても、800円かけるのだったらほかに行くというので利用台数は減っているのかなというふうに思うので、分岐点というか、そこら辺をもうちょっと見直すということも必要なのではないかなというふうに思っております。とりあえずそのように思っておりますが、市の考えはどうでしょうか。

（産業振興課副参事）委員さんおっしゃるとおり、平成28年度の事業報告の段階で指定管理者のほうと状況について討議をさせていただきました。その中で、やはり利用台数等は確かに減少しているということで、その要因は何だということの中では、やはり近隣に新たな駐車場が設置をされたりとか、あるいは1日の最大料金が600円の部分があったりとか、そういった部分がありますよと、この辺が要因ではないですかというところなのです。したがって、その辺についてはかなり見直していく部分が必要なかなと思うのですけれども、料金については基本的に駐車場条例の中で料金が定められておりますので、まずその辺の見直しについては条例改正が必要になります。したがって、当然民間の事業を圧迫するということも考えていかななくてはいけないところなので、そういったところも含めて検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

（潮田）民業圧迫はいけないと思うのですけれども、だからといって鴻巣がみすみす、結局足りない分は税金で補填を、そこを全く使わない市民の税金で補填をしていくことになっていってしまいますので、そこら辺をちょっと。やっぱり収外収入を得ていくというのも市として私は必要かなというふうに思うので、少なくとも赤字ではなくやっていけるようにやはり再考していただきたいと思います。

私のほうは以上で。

（矢部）菅野さんが滞納のお話は十分出てあれしたのですけれども、滞納が随分あるのですけれども、初め説明の中で、市民税、県民税とか何かという、今法人のほうでもって会社のほうが納めるような方式とか、そういうふうになった方式で、それでなる前となったときで、滞納とか、そのあれというのは随分変わりましたか。

（市民部参事兼収税対策室長）徴収率とか、その辺から鑑みますと、やはり十分収入は市のほうに入るような形で、徴収率のほうは十分上がるような形になっています。

以上です。

（矢部）一番初めにこの収納のあれというのは各市によって納めるあれが違っていたのですよね、カードとか。扱いづらいという事務員さんがよく言っていましたのだけれども、今もそういうような統一とか、そういうのをあれしたのですか。

（市民部参事兼収税対策室長）それについては、申しわけないですけれども、市民税のほうになりますので、ちょっとバトンを渡します。済みません。

（市民税課長）お答えいたします。

納付書のほうにつきましては、ある程度市町村によって若干違う部分があるかと思えますけれども、異動届等は今回9都縣市全て同一のものになりましたので、例えば職員さんが会社に、従業員さんがやめましたよという通知ですとか、休んでほかへ異動しましたよという届け出用紙、そういうもの等は全て統一になりましたので、かなりどこのものでも使えますので、便利になったと考えております。

以上でございます。

（矢部）あと、滞納の中でもって収入済みのうちの還付未済額ですか、これが全部出てくるのですけれども、これの基準とかそういうあれというのはどういう基準でこれを行ったのか、ちょっと。

（市民税課長）還付未済という形でここに収入のところに載ってくるのですけれども、基本的に二重納付で、例えば還付の通知を出しておるの

ですけれども、ここへ振り込んでくださいという返事が5月31日までに届かなかったものが主体でございますので、これは市だけでは返事待ちの部分もありますので、残が多くなったり少なくなる、毎年ちょっと変更するのは還付の発生した時期にもよりますし、例えば5月31日、直近になって還付が発生するものもあります。例えば半年通知を出して、年金等であるとなかなか半年たっても還付先のはがきを返してくださいという通知などが戻ってこないことも多々あります。その場合には二度三度手続、連絡をしておりますので、早急な還付ができるように努めております。

以上でございます。

（矢部）滞納に対しての、滞納して、あれ5年間だっけ。5年払わなかったら、それはあれ切られるというか、そういうあれがそうになっているのか、そこはよくちょっと説明していただきたいなと思うのですけれども。

（市民部参事兼収税対策室長）通常何も納付がなければ時効は5年ですので、5年で不納欠損ということになります。ただ、それだけではありませんので、途中で差し押さえをしたりとか、そういったことがあれば時効が延びますので、一般的には5年で時効になるということなのですけれども、こちらではそうさせまいということで、日々努力をしているわけなのですけれども。

もしも不納欠損の関係でちょっと説明をしていただきたいということであれば、私のほうでちょっと話はそれますけれども、監査意見書のほうで不納欠損の部分がありますので、若干説明をさせていただきますが、それでもよろしいでしょうか。

（はい、お願いの声あり）

（市民部参事兼収税対策室長）では、監査意見書のほうをちょっと見ていただくとよろしいかと思うのですけれども、ちょっと準備します。お待ちください。監査意見書の10ページになります。こちら一般会計ですので、一般会計の部分でお話をさせていただきます。

市税の不納欠損の状況という表を見ていただいて、去年もちょっとここ

の場で説明をさせていただいたのですけれども、今回は委員さんも3名かわられているので、ちょっと改めて説明をさせていただきます。

まず、2段目、第4項該当のところに①、②、③とあります。これについては、まず1番の無財産というのは本当の財産なしです。こちらで調査とかいろいろ預金調査、保険調査をした上で、やはり財産ないということで、基本的には3年前に執行停止をかけます。その3年たったときにこの部分で不納欠損となります。ですから、3年の間に資力を回復したとか、そういうものが見受けられた場合にはそこで執行停止を解除して、またそこから時効が始まるといいますか、そういう形なのですけれども、基本的には3年間経過して、ここで不納欠損になっています。それと、②については生活保護とかそういった形になった場合についてはこの②になります。

③につきましても、もう職権消除されてしまったとか、外国人が外国に帰ってしまったとか、そういった場合についてはこちらになっています。ですから、これについては基本的には3年前に執行停止をこちらのほうでいろんな調査をかけて、この人たちがもうだめだよということで執行停止をかけた上で、3年後に不納欠損になっている部分でございます。それと、④の第5項該当になりますけれども、これについては固定資産税であれば相続人不存在とか、お亡くなりになってしまって相続人が全員放棄してしまったとか、そういった形でこちらも調査した部分とか、あとは法人であればもう倒産してしまって、もう破産管財人もいないで、結局わからずじまいになってしまったとか、そういった形のこの場合には即時でその年に落としております。もうそのまま3年間寝かせてもしようがないということで、即時で消滅させています。

それで、一番問題となるのは、私たちも一円たりとも不納欠損にはしたくないのですけれども、やはりこういったいろんな事由があって、結果不納欠損になるわけなのですけれども、一番右側の⑤の地方税法第18条外というところなのですけれども、これにつきましては全部で1,726万3,484円あるわけなのですけれども、その下にも時効によるものが金額で1,726万3,484円と、その2行下のところに文章で書いてありますけれど

も、一応この中にはまた内訳が実際にありまして、そこには出ていないのですけれども、実際には、先ほど3年と申しあげましたよね。3年と申しあげましたけれども、3年執行停止をかけたのですけれども、その3年が来る前にもう5年時効を先に迎えてしまった部分というのがあるのです。

ですので、それについてのものが、まず①としてこの1,726万3,484円の内訳の中に、①の無財産として、493万1,477円が財産なしとして、うちで調査して執行停止をかけてあるのだけれども、5年時効を先に迎えてしまったという部分があります。それと、生活保護とかの生活困窮が77万8,672円あります。それで、外国人とかそういった形でもう所在不明だという方が168万7,523円あります。それでそれ以外、1,726万3,484円の、今その3つを引いた残りが986万5,812円というものがあるのですけれども、これが我々が一生懸命やったのですけれども、残念ながら5年時効を迎えてしまったという部分でございます。

それで、986万5,812円が多いのか少ないのかというところになりますと、ちなみに3年前から言わせていただきますと、平成26年のときの単純時効が2,782万6,191円単純時効がございました。それと、27年の単純時効が2,012万5,265円ございました。今年度が986万5,812円ということで、最近今徴収率も上げさせていただいて、頑張っているおかげで、単純時効をどんどん減らせているというようところが実際のところでございます。よろしく申し上げます。

（矢部）だんだん減ってきているというのがよくわかりましたので。これをまた努力と言っては申し訳ないですけれども、またしていただければと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それとあと、市民農園かな。市民農園のあれが375万5,000円ぐらいしかなく、支出のほうへ行くと400万円からあるのだけれども、この市民農園の借り手って、今あきが随分あるのか、それともどのくらいあるのか、これは……

（委員長） ページは何ページでしょうか。

（矢部） 支出のほう、193。収入はちょっとあれだけれども、主に見てい

るのは今375万5,000円ですか、あるのですけれども、それで支出のほうは400万円からちょっと出ているので、だけれどもこれにはやっぱりあきがあるのか、それともどういふ今、皆さんがもう借り手が少なくなったのか、この運営のほうをちょっとしっかりしてというか、もう飽きてきたのかあれですが、ちょっとそのほう。

(産業振興課長) それでは、21ページのほうの市民農園の歳入のほうということでございますので、平成28年度につきましては、年間を通して空き区画になってしまったものが26区画ございます。

(26区画もあるのの声あり)

(産業振興課長) はい。ちなみに、その前、27年が15区画、26年が17区画という形の未使用というような形になっております。

全区画のことを申し上げなかったのですが、全区画につきましては255区画。減ってきている理由、ちなみに今年度なのですけれども、7月14日現在でちょっと捉えた数字があるのですけれども、48区画がまだ未利用になっております。これにつきましては、ちょっといろいろ考えてはみたのですけれども、市民農園というのは箕田、寺谷のあそこの場所にあるのですけれども、今現在農地を自宅近くで結構借りられているというような情報をつかんでおります。それもお金というか、管理してくれればいいよとか、そういう形で何か借り受けて、こちらからやめていく方もいらっしゃるというのをちょっと聞いておりました、厳しい状況になってきているのかなというのは捉えているところでございます。

以上でございます。

(矢部) これ大きさが大きいのと小さいのがあったのだけれども、やっぱり小さいほうがあいている率が多いのですか。

(産業振興課長) 大きさは、50平米の区画と30平米の区画があるのですが、申しわけありません、そのあいている区画数は捉えているのですけれども、どっちが幾つというのは今現在のところはちょっと捉えておりません。申しわけありません。

(矢部) これ市民農園ができた当時は吹上にもありましたよね。市民農園というのではないけれども、そんなような。そのときもやはり同じよ

うなあれをやっていたと思うのですけれども、今でも吹上のあれというのは残っているのですか。

(産業振興課長) 吹上のほうに10区画で元気邑という市民農園がございます。ここにつきましては、ずっと使用を全区画でしているというような状況が続いております。グループで何か借りているということのようでございます。

(矢部) そこはあきがないということですね。

(産業振興課長) 吹上のほうは、今10区画が全て埋まっているというように聞いております。

(矢部) それと、稲作のほうでもって、あそこ水田があって、あれ学校が借りていた分、幾らかやっていたときがあるのだけれども、今でもそれ続けて、学校のほうでも貸して田植えしたりあれというのはやっているのですか。

(産業振興課長) 田んぼ体験という形で、田植えと稲刈りという形でやっております。赤一小ですか、そちらのほうの、ちょっと何年生かあれなのですけれども、体験ということで田植えと稲刈りということで実施しております。

(矢部) これ子どもたちには今どこの市町村でも稲刈り体験というか、そういうあれというのはやっているわけございまして、本来ならもう少し学校の近くでもって、借りられるそばがあれば一緒にやって、ああいう体験もいいのかなと感じているのですけれども、なかなかあそこへは学校のほうとして距離というものがあって、なかなか行けないのがちょっとネックかなと感じているのですけれども。本来ならもっと親や子どもたちに体験をしていただければなと思うのですけれども、これは私ごとのあれで結構でございますけれども。

それと、また滞納のほうのあれでいくのですけれども、支出のほうでもって93ページかな、徴収のほうでもって、臨時職員が2人でもってやっているというあれなのですけれども、これやはり市の職員ではなくて、臨時なのだけれども、今は各市町村によって専門でやっているあれとかがあるのですが、鴻巣市はそういうあれというのは使わずにやっている

のか。

（市民部参事兼収税対策室長）臨宅徴収につきましては、鴻巣市では昨年の8月に廃止をさせていただきました。理由は、やはり非効率であったということで、もう今は臨宅徴収に行っても、やはりお留守のおうちばかりで、実際行っても結局郵便を置きに行くのと同じような形で、若干県内とかも行っていましたけれども、やはり現況調査的な部分を考えれば、多少のメリットはあるのですけれども、やはり行ってもほとんどお留守で、結局差し置きしてくるだけということになりますと、やはりなかなか費用対効果の面でどうかなど。

何年か前まではやっぱり年間300万円ぐらいは徴収をしてきてくれたのですけれども、やっぱり27年度ぐらいになってしまいますと、10万から20万ぐらいの間にとどまりまして、結局だからその辺のところも市長、副市長にも一応話をして、やめていいだろうということでやめるような形になりました。

それで、今は実際には市外とかにも転出された方についても、先ほどの話も少しお話ししましたけれども、やはり今預金の差し押さえとかも昔は我々が直接銀行に出向かないと差し押さえできなかつたのですけれども、最近はもうどこの市町村でも差し押さえをやっていきますので、郵送で差し押さえをできるような形に今なってきました。ですから、銀行にいついつの日にこの預金を差し押さえしてくれという形で差し押さえ調書を送ると、銀行のほうでその日に差し押さえをしてくれるというような形になったことがまず1つと。

それと、我々市外に転出された方については、毎年ほぼ全員の方について滞納されている方については、実態調査というのを各市町のほうにお送りをして、前年の申告の内容だとか、この人がそっちでも滞納しているのかとか、不動産を持っているのかとか、当然こっちで滞納しているながら、例えば行田に行って不動産取得している人とか、結構そういう方がいらっしゃるのです。ですから、その辺のところも情報を毎年全部調査を入れているのですけれども、その回答によりまして、こちらでもどここの会社に勤めていて、年収が、では600万円今もらっているよとい

うことであれば、そこで会社にもうすぐに給与照会とかを出して、給与の差し押さえに行くというような形をとっています。ですから、今はどちらかという流れとしては外に行かないで、自分の席のところでできる限りのことをするという形の方式に、今はどこの市町村も転換してきているということになっています。

以上でございます。

（矢部）前は警察官のあがった人なんかがよく回って歩いている、そういうあれも、市町村もありましたけれども。わかりました。

それと、あと犬の登録事業でございますけれども、173ページですけれども、これの中でもって、先ほど今犬の寿命というか、16年とか15年とかなんとかと言いましたけれども、これ今でも15年以上飼ったら表彰みたいなあれというのはやっているのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）現在も長寿犬表彰をやっておりまして、15歳以上で、当然犬の登録やっていなければいけないということと、狂犬病予防注射を過去5年間やっている、そういう条件で表彰しております。

以上です。

（矢部）何頭ぐらいいるのですか、年間。

（環境経済部参事兼環境課長）済みません、休憩後に回答させていただきます。

（矢部）195の認定農業者の育成事業ということでもって12万ぐらいですけれども、これというのはどのような事業をやっているのか、ちょっと。

（産業振興課長）認定農業者育成事業ですが、担い手を育成するとともに効率的で経営の安定した農業者を確保するというところで、協議会の事務費用という形の支出になっております。

以上です。

（矢部）199の藻刈りですか、それとこの事業の123万、これというのは今はどういう感じを出しているのか。平米で出しているのか、それともその場所でもって毎年来ているからそのままこう出しているのか、補助金を出しているのか、ちょっと。

(産業振興課長) これにつきましては、藻刈りしゅんせつということで、メーターです。メーターで積算しております。多面的事業とかぶる分につきましては削除していくということで、ここ数年は若干ずつですけれども、減ってきております。

以上です。

(矢部) 今それも一緒に聞こうかなと思ったのですが、初めに言えばよかった。14団体の多面的機能とここへ入っていることは、さらいではないけれども、藻刈りとか、そういうやつは出さないという、それは自分たちで管理するわけですから。このしていない団体というか、こういう来ているのはどんくらいあるのですか。あれメーター幾らでしたか。

(産業振興課長) メーターにつきましては、メーター 8 円……

(時間かかるならいいや、時間かかるなら

後でまた教えての声あり)

(委員長) では、また休憩後に報告ということでよろしいですね。

では、次の質問で。

(矢部) もう終わります。

(委員長) では、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 47 分)



(開議 午後 1 時 00 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、農業委員会事務局長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 昨日ご審議いただきました議案第46号 鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてでございますが、矢部委員さんの質問の中で、認定農業者の地区別の数についてご質問がありました。各委員さんのお手元に資料によって地区別の認定農業者の経営体数について報告をさせていただきましたので、ご確認いただくようお願いいたします。

なお、数字の出典につきましては、産業振興課の事務による把握数でござ

ございます。

以上です。よろしく願いいたします。

（委員長）次に、環境課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

（環境経済部参事兼環境課長）先ほどのご質問で、潮田委員さんと矢部委員さんのご質問にお答えできなかったものを今お答えさせていただきます。

まず、潮田委員さんのご質問で、資源類とプラスチック製容器包装類について、それぞれそれに係る経費の歳出と、それに係る歳入、それぞれの内訳についてというご質問でした。

まず、資源類につきましては、歳出につきましてはおよそ9,139万1,000円がかかっております。それに対しまして、資源類を販売しました収入が3,701万3,000円です。プラスチック製容器包装類につきましては、歳出が1億3,611万2,000円です。それに対しまして、容器包装リサイクル協会から再商品化拠出金というのが市のほうに歳入として入ってまいります。その金額が256万4,000円でございます。潮田委員さんの質問については以上です。

続きまして、矢部委員さんからいただきました質問で、長寿犬表彰という事業をやっているのですけれども、その表彰者の対象者は何人いるのかというご質問でございました。平成28年度は98名の方を表彰させていただきました。参考ですが、平成29年度は104人の方を表彰する予定でございます。

以上です。

（委員長）次に、観光戦略課長から発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

（観光戦略課長）それでは、潮田委員からいただいた質問についてお答えいたします。

花に関する決算額は合計で幾らになるのかという質問でした。花のコミュニティづくり事業、それから花のボランティア育成活動事業、緑の募金環境美化推進事業、それと花かおりPR推進事業、この4つの事業に

該当いたしまして、合計金額が約2,230万円になります。

このほかに産業振興課が所管しております事業で花き産地生産支援事業が180万円余り、それと観光戦略課で8事業、花まつり等の事業等で支出しておりますが、合計では約6,170万円となります。質問いただいた金額につきましては、繰り返しになりますが、2,230万円という形になります。以上です。

(委員長) 次に、産業振興課長から発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

(産業振興課長) 矢部委員さんの質問の中で、藻刈りしゅんせつの件数等についてご照会がありました件について答弁させていただきます。藻刈り補助金としゅんせつ補助金です。こちら両方とも30件ございます。延長といたしましては、藻刈りのほうが6万7,575メートル、しゅんせつのほうが8万6,516メートルとなっております。先ほど申し上げたとおり、メートル8円ということで積算した金額が補助金となっております。以上です。

(何事か声あり)

(委員長) では、質疑を許可します。

(潮田) 今最初に環境課のほうから答弁いただきました件について確認をしたいと思います。

プラスチック容器包装類のほうで、これは歳出が1億3,600万、歳入というか、入ってくる分が256万というふうになっているのですけれども、先ほど捨てればごみ、生かせば資源という話だったのですけれども、実際には生かしたら赤字ということになっているわけですよ。この金額が、差し引きすると1億1,000万ぐらいですよ。差し引き、歳入から歳出やると、歳入というか、収入と支出の関係でいくと、マイナスが1億1,000万ぐらいというふうになるのですけれども、今度の資源環境、新しい鴻巣、行田、北本の資源環境組合のほうで考えている新しいごみ処理の方式を考えるに当たって、こういったことというのが、こういう数字が生かされていくのか。これはきっと鴻巣市だけではなくて、ほかのところでも、同じように北本もこういったプラスチックの容器包装類をやっているは

ずですので、そういったことは市のほうから資源組合のほうに話は行ったりとかするのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）組合のほうでは、広域で行うごみ処理についてのごみ処理の計画をまずつくりまして、その中で当然3市もその中に、検討の中に入れておりまして、どういったごみを処理すべきかとかという議論は十分入っております。それをもって、それをもとに検討委員会のほうで検討していただいて、最終的に整備する施設が決まっているというところでございます。

以上です。

（潮田）多くの方からいただく主婦の、ごみを毎日捨てている主婦の感覚からいくと、その容器包装類の分別が非常に大変であるという声があって、でもそれが生かされることで市への歳入になるのだったら協力もしたい、だけれども今実際これで見ると1億1,000万の赤字だということになると、どこまでそういった分別をすることがよいのか。その容器包装類を焼却してしまう、これは実際に溶かすのだと思うのですけれども、そのことによる環境への被害とかというよりも、これを捨てるための毎日の手間というのがすごく大変かなというふうに思っていて、そういった声は市民の方から直接環境課のほうに話とかというのは来ているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）まず、分ければ資源、まぜればごみということでございまして、資源化を進めれば進めるほど、確かに経費はかかってしまうというところで、それは相反する問題で、非常に難しいと思います。とはいえ、やっぱり公共団体がお金をかけてでも資源化はしなければいけないとか、地球環境のためにですね、そういう部分というのは非常に強くあると思います。そういう中で計画がつくられたのですけれども、先ほどもお話ありましたけれども、特に容器包装類の分別がわかりにくいというところがございます。これから高齢化が進みますと、特にそういう分け方がよくわからないという方がふえてくるというふうに考えられます。そのようなことから、組合では施設を整備するに当たって、基本方針を幾つか出しているのですけれども、その中でも経済性

にすぐれた施設にしましょうとか、市民にとってサービスの向上になるようにわかりやすくしましょうとか、そういったことをやっております。ちなみに、今ちょっとここで触れている容器包装類についてなのですが、今も、現在鴻巣市では容器包装類については洗って乾かしてきれいにして、黄色い袋で出してくださいというふうにご案内して、洗っても汚れが落ちないものは燃やせないごみで出してくださいというふうに今ご案内しています。今計画されております新しいごみ処理施設はそこら辺がわかりにくいので、洗って乾かしてきれいなものは今までどおり黄色い袋なのですが、それ以外の汚れているもの、それから例えばこういうかたいプラスチック、容器包装ではないプラスチック、こういったものについては燃やせるごみで出してくださいということで今計画をしております。そういう計画で、必要な処理施設の規模も検討がされております。そういうことで、少しでもわかりやすくしようということと、経済性もバランスをとって整備しようというところでやられています。

それはやっていきながら、構成市としては減量化と資源化を独自にそれぞれが、3市が進めていくというところで今進められているところです。以上です。

(潮田) 今これ決算議会ですから、実際に鴻巣市がやっていることが正しくお金が使われていて、税金のいろんなのがあって、資源化すればするほどお金がかかってしまうという、そこら辺難しいところではあると思うのですが、ちょっとやっぱりこれは1億からかかると、1億以上の赤字になっているというのがわかっていて、でもそれが結局プラスチック、食品の容器包装類は石油製品ですから、燃やして無駄になるのではなくて、今ダイオキシンの関係とかというのも高温で処理すれば公害が出るわけではないというふうになっていることからすると、これはもうちょっとやっぱり考えていってほしいかなというふうに思ったところでもあります。

もう一つの花のほうは、今先ほどのお話ですと、常時お花のほうで維持管理等も含めると2,200万ですよね。イベント等を全部含めると6,170万。

花と人形のまちという話でやっていくと、私としてはこれだけ鴻巣市が花のまち、花のまちということアピールしていて、いろんな花卉産業も、鴻巣の産業の中の3分の1以上が花卉産業であるということを見ると、もうちょっとこれ今後ボランティアの方たちとかにももっと、お金を上げるのが全てではないと思っているのですけれども、先ほど菅野委員もおっしゃっていましたが、もうちょっとこっちの花全体にお金をかけてもいいのではないかなというふうに思ったのが、その2,200万という数字からするともうちょっとかけてもいいのではないかなというふうに思いました。でも、今この数字というのは、この近年の間ではふやしているほうなのでしょうか。推移というのはどんなものなのでしょうか。

（観光戦略課長）平成28年度までにつきましては、大体維持をしていった傾向です。今年度につきましては、若干下がっております。

以上です。

（潮田）わかりました。鴻巣市の戦略として考えていく中で、もうちょっと花というものを力入れてもいいかなというふうに、常に目には触れているのだけれども、ボランティアでやっている方たちからちょっと声を聞くのです。自分たち一生懸命、一生懸命やるのだけれども、なかなか疲れだけが残ってしまうというような声も聞いておりますので、みんながさらに喜んで活動ができるようにしてもらいたいなというふうに思って、以上で終わります。

（大塚）それでは、他の委員から幾つか出されておりますので、重複する部分もあるかもしれませんが、ページを追って質問をさせていただきます。

15ページ、収納対策、これ他の委員からも出ましたが、具体的には滞納繰り越しの分であります。ここを見ますと数字がいっぱい書いてあるので、これをちょっとピックアップして確認をしたいと思いますが、例えば市民税も個人と法人があります。さらには、その次の項目としては固定資産、軽自動車、都市計画と見た場合、その滞納繰り越しの金額の比較をしてみました。例えば個人の市民税に関して言うと、2年前が3,000万円台、翌年、去年が2,300万円台、今回の決算では1,700万円台に

減っております。ほかの項目も数字は出ているのですが、今申し上げたように個人市民税については年を追うごとに滞納繰り越しが減額をしております。逆に、市民税の法人について言うと、これがここ3年間の比較であっても、いわゆるふえたり減ったりしているのが現状であります。改めて伺いたい内容ですが、28年の決算の状況の数字の中で、それぞれ増減の理由もあるでしょう。それが1つ。

それから、他の委員からの質疑の中で、場合によると国とか他の市町村との情報共有をしながら滞納繰り越しに対する収納対策を行っているという説明がありました。改めて伺いたい内容の2つ目ではありますが、具体的な収納対策の方法というのですか、ノウハウはそれぞれお持ちで、鴻巣市も自信を持っておやりになっているのは理解はしているのですが、ノウハウの共有というのはあるのかどうなのか。その2点を伺います。

（市民部参事兼収税対策室長）今大塚委員が滞納繰り越しという形でおっしゃられましたけれども、これは不納欠損の数字ということで改めてよろしいですね。

（はいの声あり）

（市民部参事兼収税対策室長）先ほど私のほうから一応説明をさせていただいたわけなのですが、この不納欠損の数字というのは、その年その年で例えば、では27と28を比べるという定義はちょっと当てはまらないのです。というのは、先ほどお話ししたように、3年前に我々が執行停止をかけた金額が3年後に不納欠損になるというのがほとんど、95%ぐらいはそれなのです。ですから、当時執行停止をかけた数字がそのままではないですけれども、3年後に不納欠損になるということになっておりますので、その当時した仕事が3年後に不納欠損としてあらわれてくるという解釈になるのです。ですので、だから年ごとの動きというのは、執行停止をかけた金額によってしまうので、大変申しわけないのですけれども、その辺の動きについてはちょっと理由というのは、申しわけないですけれども、当てはまらないのですけれども。申しわけありません。よろしくお願ひします。

それと、ほかのノウハウ、うちが持っているノウハウ、ほかが持っているノウハウとありますけれども、まず1つに住民税につきましては、上尾県税事務所とのパイプが太くあります。うちの場合は税務署さんとはほとんどありません。先ほどの還付金の関係ぐらいで、ほとんどパイプはありません。それで、あと埼玉県個人県民税対策課というのがあるので、今年度は送り込んではいませんが、昨年度、その前の年度についてはうちのほうから二十六、七歳の職員を1人、半年間研修派遣ということで、個人県民税対策課にお願いをして、研修を積んでもらいました。そこで何をやるかといいますと、当然県庁の職員、それとあと各市町村から派遣された職員が集まっています、それは1年単位、半年単位、3カ月単位という形で研修派遣されているのですけれども、そこでチームを組んで、自分のところの市町村以外のところの大口の滞納者を受け持って、住民税を滞納整理しているというような、その中でやはりいろんな差し押さえの手法を学んだり、あとは結構検索もやっています。検索をやったり、いろいろ新しい手法を学んで、逆にこちらからも持っているノウハウは皆さんと共有をして、勉強をしながら切磋琢磨して、個人県民税の徴収に当たっているという形の研修を積んでもらったりしています。

それで、あとは今その個人県民税対策課のほうで扱う案件なのですが、地方税法の第48条にあります、県のほうに直接徴収ということで、うちの大口滞納者を何件かピックアップして、10件弱の住民税の滞納者をピックアップして、それで県にお願いを預けてしまう、県のほうで滞納整理をしてもらうと。これは、上田知事が埼玉県が徴収率でずつとびりっけつだったので、ですのもうとにかくびりを脱したいということで個人県民税対策課をつくったわけなのですけれども、それで一応その部分のところ各市町村の大口滞納者をピックアップして、県のほうで滞納整理をしてくれているというような形で、あとはそのノウハウの共有なのですけれども、上尾県税事務所が中心となりまして、4市1町の連絡調整会議というのをやっています、年に2回になりますけれども、これは我々は管理職は行かないで、下のほうの職員だけで自由潤

達に意見を交わしてくると。あとは、それ以外には県税の単位で搜索の研修だったり、差し押さえの研修だったり、預金の差し押さえの研修だったりということで、項目別に応じまして、グループ討議が主になりますけれども、そんな形でほかはどうやっているのだ、こうやっているのだ、こういうケースがあったよとか、そういう形で一応勉強会というのを何回か開いております。

以上でございます。

（大塚）その勉強会、情報交換といいますか、意見交換会は非常に有効に働いているものだと思いますので、今後の活用も期待をいたします。もしあればということでこの件で改めて伺いますが、先ほど埼玉県が都道府県の中でもランクが一番下で、大変な思いをしたということがありました。ちなみにであります、埼玉県内の市町村別の滞納状況といいますか、不納欠損の金額でも何でもいいのですけれども、市町村のランキングというのは出ているのでしょうか、どうでしょうか。

（市民部参事兼収税対策室長）不納欠損につきましては、先ほど申し上げたように、年度ごとに頑張った年は頑張った年でかなり出ますけれども、これが果たしていいものかどうかという定義もありまして、ちょっと比べようがないのですけれども、ランキングというのは一応、先ほど現年度の徴収率、28年度の99.2%ということでお話をしましたが、これにつきましては今回埼玉県の市の中で3位でございます。ただ、うちのネックとなっているのは、やはり何年か前までは人数も少なかったですし、その辺の問題もありまして、なかなか滞納者数がかなりの、1人やっばり800人、900人を受け持っていましたので、なかなかやっばり全部に行き届いた調査が行かなかったということで、今やはりそれでも人数ふえましたけれども、全部に追いついていくというのがなかなか難しく、何とか増員をしてもらえないかということで、今も要望はしているのですけれども、大体1人400から500あたりの担当にしたいかなと思っております、それで一応滞納繰り越し分のほうが……ちょっと資料配らせてもらってよろしいですか。

（委員長）はい。

(市民部参事兼収税対策室長) いいですか、済みません。一応平成20年度からの徴収率の推移と収入未済額の推移なのですけれども、どうして平成20年度からかといいますと、よろしいですか。では、ちょっと説明させていただきます。どうして平成20年度からかといいますと、19年度までは住民税のほうは税源移譲前だったので、ちょっと20年度から税源移譲で6・4になっていますので、その辺からちょっと参考になりませんので、20年度からにさせていただきます。

今徴収率の推移と収入未済額の推移を出させてもらっているのですけれども、ちなみに収入未済額の推移のほうをちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、平成20年、21年、22年あたりは、市税の合計額のところ、下から5行目、10億円台で推移していたものが、今、昨年の28年度の末では5億2,400万ということで、約半分ぐらいに持ってくる事ができた。ただ、それでもやはりまだ整理し切れていない部分がありまして、要は一番私が言いたいのは、預金調査とか保険調査をしっかりと、その人が果たして本当に財産があるのかないかというところがまだ全部見切れていない部分がありまして、当然財産がなければ、先ほどお話ししたように執行停止をかけたとかして、そういう部分を不納欠損したりとか、そういう部分もありますので、やはり今何とか取るほうが安定してきた、今度はやはり少しきちんと滞納者の一人一人を見詰めて、それで落とせるところは落としたりとか、そういうこともしていかななくては、この収入未済額がなかなかきれいになっていかないというところまで今やっと来たという状況なのです。

ですので、今回は延滞金のご質問が出なかったのですが、あえてお話をさせてもらいますけれども、延滞金のほうもことは決算額がかなり多かったと思うのです、前年に比べて。これは、4,952万2,022円なのですけれども、これにつきましては、その延滞金を徴収するところまでもやっと少し入りかかってきたかなというところで、今まではどっちかというところ本税が完納になれば、延滞金はとりあえず少しずつ納めていってもらえばいいというような考えも若干なきにしもあらずでしたけれども、これからは本税プラス延滞金もしっかりと早目に徴収をしていかなければい

けないなという考えのもとで、収税対策室としてはやっているということなのですけれども、位置的には毎年一応こうやって上昇はさせていただいているのですけれども、今後もまだまだやることはたくさんあるなというところで実感しております。

以上でございます。

（大塚）データもいただきましたので、また後でよく見させていただいて、日々の苦勞が身になっているという実感も感じていらっしゃるということで、今後に期待をさせていただきたいと思います。

続きまして、21ページになります。多分担当は産業振興課だと思いますが、その中の農業使用料、具体的には農業研修センターの使用料に関する部分です。これは数年ちょっと調べましたら、26年が約41万円ほど、27年の決算では25万円台、今回は17万円台ということで、年々減っているのです。減っている理由はそれぞれあると思うのですが、28年度決算において言うと、28年度中に一部といいますか、全部といいますか、議会関係で建物のそれぞれの部屋を利用していました。減っている理由の中の一つは多分そこにもあると思うのですが、多分使用料払っていないと思いますので、その使用料減の理由のうち、中身の中で議会関連の金額とか、その中身についてはどのように把握をされているかを伺います。

（産業振興課長）それでは、農業使用料の中の農業研修センターの使用料でございますが、委員おっしゃるとおり、26年が41万6,050円、27年が25万5,050円、28年が17万2,700円と減ってきております。要因といたしましては、平成27年10月から28年3月、決算期でいきますとこの6カ月間が議会が本庁舎改修のために農業研修センターに移動しておりました。

続きまして、28年につきましては、4月から12月までが9カ月間、やはり本庁舎改修のために議会事務局ごと議会自体があちらで開催された状況でございます。そういう中で、決算額としては減っております。28年の使用料の免除ということで申し上げますと、148件分、28万円分が免除になっております。ただし、これにつきましては議会だけというものではなくて、議会がほとんどだと理解はしておりますが、市または行政機

関が借りる場合は免除という規定がございますので、それを含めて28万円分が使用料の免除となっておりますのでございます。

以上です。

(大塚) ことしの3月に出されました公共施設等管理計画の中で、ご存じだと思いますが、4つの評価に分かれております。その中の一つで、今後の利用については検討が必要だという4分の1の確率で当てはめてあるのですけれども、当然この農研センターも今後の利用についてというような意味合いのところに区分けがされております。利用率についても当然それに含まれているわけなので、この決算だけを見ますと、数字が下がっておりますから、使っていないのかなという思いをされると困るので、具体的に使ったけれども、もらっていない分がありますよねというのを確認したくて伺った次第であります。

では、続きまして、同じ21ページの先ほど質問に出ました駐車場の関係です。商工使用料ですが、先ほど中身についてはわかりました。1点だけ改めてお伺いしますが、27年の決算で西口の利用台数、これ年間ですか、9,500台程度、パーキング・こうのすのほうが約6万7,000台程度だったと思いますが、実際に利用した台数について、28年決算ベースでわかればお伺いをいたします。

(産業振興課副参事) 利用台数についてでございます。

まず、市営駐車場パーキング・こうのすにつきまして、平成28年度、1年間の利用台数が6万4,084台です。前年に比べると大体3,000台弱ぐらい利用が少なくなっているのかなというところでございます。

次に、西口駐車場でございます。平成28年度の利用台数が1年間で9,723台です。27年度から比べると、約500台程度ふえているのかなというふうに感じております。

以上でございます。

(大塚) 使用料と、それからかかる経費のプラス・マイナスだけでは比較は難しいと思うのですけれども、今話を伺うと、パーキング・こうのすについては利用台数が減っているということでもありますので、今後使い道がふえれば結構なのですが、その可能性も間違いのない、100%とは言

い切れない。さらには、潮田委員も質問していましたが、ではどこをもって上手にコントロール、計算式を成り立たせるかという、一番わかりやすいのは、これは出のほうなのですからけれども、途中幾らで借りますかという、そこら辺が一番ネックになるかなと思うので、それらについては見込みなのですからけれども、今回そうですけれども、今後において交渉の余地はまだあるという理解でよろしいかどうか、土地の借り上げ料、それについてはどのような認識をお持ちでしょうか。

（産業振興課副参事）土地の借り上げ料につきましては、平成28年度から新たに5年間、地権者の方と覚書を交わさせていただきまして、750万円ということで締結をさせていただいております。したがって、28年度から5年間につきましては、その金額というのは基本的には守られていくのかなというふうに思います。

ただ、一方で、ちょっと話が、潮田委員さんのところでもお話しするべきだったかもわからないのですけれども、パーキング・こうのすにつきましては、単純にその収支のマイナス分という決算上の数字だけではなくて、午前9時から午後7時まで、この間に入庫した車については1時間無料なのです。その無料の台数が平成28年度で3万3,160台ございます。単純にこれを1時間当たり100円というふうに計算すると、330万円程度増額というふうになりますので、単純にその収支の数字だけを考えると、まだ赤字が多少あるのかなというふうに思うのですけれども、パーキング・こうのすの設置の目的であります中山道周辺の店舗に駐車場がないところ、そういったところを利用している方々の利便性というのはかなり向上しているというふうには思っています。

以上です。

（大塚）駐車するに当たって、駐車料金の分を商店というか事業所がサービスをすることができる、いわゆる無料券といいますか、駐車券があると思うのですけれども、その利用率というのはここしばらくの間ですと上がっているのですか、それとも同じ程度のレベルなのでしょうか、わかりますか。

（産業振興課副参事）サービス券については、商工会さんの会員である

店舗が1枚85円ということで50枚単位で購入いたしまして、店舗の利用者の方にサービスをしております。こちらのサービス券の売り上げについては、平成27年度が、金額で申し上げます。棒読みで申し上げますので、27年度が1,385,670、138万5,670円相当額です。28年度が1,632,425、163万2,425円になります。したがって、27年度から比べると、28年度の利用がかなり上がったということで、そういった意味ではそのサービス券を利用している方々が増加している、イコール商店街を利用している方も多くなってきているのかなというふうに思っております。

以上です。

(大塚)町なかにある広い駐車場というところの利点を生かすためには、今後もさらに精査をすることも大事だと思うのですが、私はそれと同時に、その町なかにある主に商店街の活性化も当然図らないと利用者がふえないということで、両者がともに同じ方向で歩めるよう、今後を期待をしたいと思います。

続きまして、同じ収入の中の43ページであります。雑入になりますけれども、ページの上のほうになります。説明ではパスポートセンターでの収入ということで、収入印紙や県証紙、これが昨年との比較ですと600万円ほどふえております。パスポートセンターという特殊な業務を受け持っておりますので、当然金額の増減はあると思うのですが、600万円という金額がちょっと大きかったものですから、その理由についておわかりになれば伺います。

(市民部参事兼市民課長) それでは、収入印紙、県証紙の売りさばき料ですか、についてですけれども、エルミこうのすのアネックスビル3階で鴻巣市のパスポートセンターにおきましてパスポートの申請、交付を行っているところでございます。パスポートの申請ですけれども、例えば10年使用期限のパスポートですと、収入印紙が1万4,000円、県証紙が2,000円、計1万6,000円の費用がかかります。また、5年使用期限の旅券につきましては9,000円の収入印紙と2,000円の県証紙、計1万1,000円の費用がかかっております。こうしたことから、申請、交付された方から、売りさばき料といたしまして、収入、県証紙と収入印紙の代金をい

ただいているところでございます。

鴻巣市パスポートセンターにおきますパスポートの実際の交付件数ですけれども、平成26年度が2,581件、平成27年度が2,475件、これが減少しています。平成28年度が2,901件となっております。この平成27年度の交付件数の減少の理由ということでちょっと担当に伺ったところ、海外での日本人がテロの危難に遭遇する事件が相次いだということが考えられると言っております。ですので、このようなことから、平成27年度はちょっと異例な減少だったのかなというふうに思っておりますので、28年度のこの増加が一段と目立ったのかなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

（大塚）28年度の決算とは直接は関係ないのですけれども、パスポートセンターの利用率、利用状況と、今回新たな提案ということで、成田空港へのバスの乗り入れが情報として出てきていますが、相まってお互いにいい効果に結びつくというふうな解釈はされているかどうか。これは、個人的な見解でも結構です。この点はいかがでしょうか。

（市民部参事兼市民課長）確かにパスポートセンターは大体、また今年度もですけれども、昨年度を上回るような交付件数となっております。ですので、また成田空港への直接の乗り入れですか、それについても鴻巣を経由するということですので、今後利用者が多くなるのかなというふうに思っております。

以上です。

（大塚）わかりました。

続いて、歳出のほうに移ります。83ページ、定期的開催をしております未来議会の開催事業であります。中身については中学生が対象ということで、それなりに理解をしておりますが、実際にその日にやって、当然事前の準備もされているのでしようけれども、そのやることについてどんな効果が生まれて、またその後の検証等についてはどんな形でされているのか、そこら辺について伺います。

（やさしさ支援課長）未来議会は、議会を通してふるさと鴻巣への愛着、

関心を深めてもらうことを目的に、平成15年度から開催しております、平成28年度で11回目を迎えております。市としては、児童生徒の身近な問題に関する質問を直接いただき、子どもたちの立場からの意見を聞き、市政を推進する上では大いに参考になっていると思います。また、参加した中学生にとっては、議会の仕組みや市政に関すること、また身近な問題への関心などが深まるとともに、この経験を通してそれぞれ自信に大変つながっているなというのを感じました。

また、未来議会を開催したその後について、私どものほうで学校にちょっと問い合わせをしたところ、生徒会で情報共有をして、生徒会の運営に生かしているとか、学校だより、また学校のホームページ等で紹介をしているということは聞いております。

今後においても教育委員会、学校と連携し、一人でも多くの子どもたちに議会のこと、市政のこと、ふるさと鴻巣のことに興味を持ってもらえるよう、未来議会の内容についてもさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(大塚) 他の市町村の例で申し上げますと、中学生に限らず、小学生を対象にして同等の事業を展開しているところもあります。そこら辺も含めて、今後もこの未来議会という事業名で中学生を対象にこのまましばらく続けるのか、あるいはまた別の形でやることも議論の対象になるのかどうなのか、今後について改めて伺います。

(やさしさ支援課長) 過去に鴻巣市においても子ども議会ということで、小学生を対象にやった経緯があります。それが途中で終わって、未来議会ということで続いてはおるのですけれども、ことし私はこの議会を通して、やはり子どもたちからのやった後の意見とか、あとは傍聴に来られた方のこちらに対する、議会に対する感想とかを伺いたいなとちょっと思ったものですから、来年度はその辺も教育委員会と協議して、より一層未来議会が充実したものとなるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

(大塚) ちょっと今耳元で再質問を受けるといいのになという声が聞こえてきたのですが、それらも含めて今後に期待をしたいと思います。続きまして、ちょっと飛ばしまして91ページ、資産税のほうなのですが、これは多分3年に1度迎えるタイミングに対する準備だというふうに理解しておりますが、改めて91ページに出ています標準地鑑定評価、13の委託料にはそれなりの金額が出ておりますので、その具体的な内容について、どんな事業に対してどういうふうなことを行い、28年度の中身について説明をお願いします。

(資産税課長) 標準地鑑定評価事業でございますが、そもそも固定資産税は総務大臣が定めます固定資産評価基準というのがございまして、制度的に3年ごとに評価がえをする制度がとられております。直近では平成27年度に評価がえを行いました。それで、今回は平成30年度が評価がえになります。

それで、委員さんの質問の中でこちらの具体的な内容ですが、そもそも固定資産税評価額、これは1980年代後半における地価高騰の影響を受けて、地価公示価格と、あと固定資産税評価額との間に、大都市を中心として大きな格差が生じました。それで、平成6年度のときに公的土地評価の一元化ということで、固定資産税の評価額を地価公示の7割を目途に評価の均衡化、適正化を図りましょうということで、平成6年度から固定資産税の評価額は地価公示の7割になっております。

それで、今回の評価がえの関係で、実際には平成27、28、29年の3カ年で土地の評価額の見直しを進めております。まず、価格調査時点なのですが、評価がえの平成30年度の前年の1月1日が基準日になりますので、平成29年1月1日の価格を求めます。それで、まず固定資産税の場合、市内全筆を評価するわけなので、時間もかかるのですが、市内を現況で用途地区区分をしまして、あとは同じようなところ、状況類似地区というのですが、その区分をして、今市内で461区域、標準宅地、状況類似が分かれておりまして、その中で標準的な宅地ということで標準宅地というのが選定をしております、全て461地点ございます。それで、地価公示価格が毎年1月1日時点での価格を国土庁のほうで公開しております

が、その地点が461地点の中で26地点あります。それで、その地点を引きますと435地点。それで、こちらの決算の金額なのですが、1地点当たり税抜きで6万3,300円、税込みですと6万8,364円になります。それ掛ける435地点の不動産鑑定士または不動産鑑定手法による不動産鑑定評価を、委託した内容でございますので、金額につきましてはこちらに書いてあります2,978万8,340円ということで決算のほうの数字になっております。

以上です。

(大塚) この分はあくまでも委託でありますけれども、この委託に基づいて出されたものをその後、課にいる職員の方がそれをもとに次の作業に進む。これがちゃんと行われないと、次の作業に、いわゆる課税には滞ってしまうのだと思うのですけれども、そのでき上がったもの、いわゆる委託をしてでき上がったものから職員が手がけて、最終的なゴールにたどり着くまでの間というのですか、その間というのはこの3年に1回のためにやっていますけれども、今もそうですけれども、滞りはないという理解でよろしいのか。

(資産税課長) 鑑定評価をした標準宅地の価格が出まして、その7割が固定資産税の評価ということで、7割の価格が決まります。それで宅地の評価の場合は、よく路線価方式だとかございまして、市街地宅地法と、あとその他の宅地評価法ということで分かれるのですが、路線価方式で説明をしますと、標準地の前面路線がその平米当たりの単価の路線の金額になります。それで、状況が同じ、地区ごとに標準宅地がありますので、その前面路線が主要な路線ということで、それでその他の路線については、例えば主要な路線とその他の路線を比較したときに、例えば幅員が違いますよとか、あるいはガスが入っていますよとか、そういった個別の要因に基づいて比準をさせて、全路線の価格を求めるのですが、その作業はまさしく今年度、29年度に行っております。今現在ですと、それもシステムによってしておりますので、今年度評価システムのほうでそれは業務委託をしているところです。それで、当然職員も現況も確認をして、打ち合わせをしながら、評価がえに向けて進めておりま

す。

以上です。

（大塚）わかりました。

次の質問であります。ページは95ページになります。他の委員からも質疑がありましたが、マイナンバーカードについてです。市民課としては今現在このカードの発行については、鴻巣は埼玉県の平均より若干進んでいるという答弁もありました。改めてちょっと伺いたいのですけれども、カード自体はまさに使う人が必要に応じて使うというのが前提であるならば、私は有効な事業の一つだと理解をしております。ただ、市民あるいは県民、国民、皆さん100%持つべきかどうかというのは、私個人の感覚からしても何とも言えないところではありますが、とりあえず皆さん持って、上手に使いましようというのが国の進めている原点だと思っておりますので、改めて伺いますが、カードを発行するに当たって、いろいろないわゆるアプローチをされていると思うのですけれども、先ほど菅野委員からも紙面を大きく使ってここでやっているのではないのという話もありましたが、具体的な取り組みとして広報紙以外、何かやっていることがあれば、具体的な例について伺いますが。

（市民部参事兼市民課長）午前中の菅野委員さんの答弁とちょっとダブりますけれども、広報ももちろんなのですけれども、ホームページで申請や交付の流れとか、あるいはマイナンバーに関するご案内をしているということと、あとは成人式でのパンフレットの配布。そのほか、カード申請をして、受理に来ない方への勧奨の通知をしているところでございます。

先ほどの100%ということなのですけれども、本来それが理想だとは思っているのですけれども、今現在と申しますか、カードには4情報、生年月日、名前、性別と、この4情報が入っていることなのですけれども、将来的に例えばこんな情報が入るのではないかと、こんな情報が入るのではないかと申すこと、それでこの交付率もちょっと伸び悩んでいるのが原因かなとは思っております。でも、やはり将来的に、国の施策ということですので、それは100%までは行かないにしても、近い数字に行けばいい

のかなとっております。

以上でございます。

(大塚) ただいま市民課の考え方、取り組み状況ということで伺いましたが、もう10年経過はしたのですけれども、やっぱり今思っても旧1市2町の枠組みというのはなかなか消えないのは事実だと思うのです。例えば私も川里地域に住んでいますし、吹上地域に住んでいる方もいらっしゃるので、地域の皆さんの認識とすると、市役所で、あるいは市がこうやって言った、こういうことを言ってきた、伝えてきたといっても、なかなか本庁に出向いたりするのがちょっと足が遠い方も当然いらっしゃる。私は、あえて市民課としてそういう市民に対して情報提供、いわゆるこういうことができますよというのを言う一つの手段として、手法として支所の窓口というのも当然重要な手段だと思っています。今の話を受けて、両支所から来ていますので、支所のほうでもこのマイナンバーカードについて何らかのアプローチ、周知とか推進について取り組みを多分されているのだと思うのですが、そこら辺できたらそれぞれの支所で状況を伺いたいと思うのですが、お願いできるでしょうか。

(吹上支所副支所長) 吹上支所としましては、個人番号カードを交付する統合端末、2台保有しております。吹上支所が交付する地域というのがございまして、もう振り分けられているのですけれども、吹上地域全域と、あとすみれ野、愛の町、赤見台1、2丁目、中井、三ツ木、川面の交付を任されております。

委員ご質問の個人番号カード交付における推進、周知なのですけれども、窓口業務対応の際、お客様からの質問には丁寧にお答えしております。10月1日より開始されますコンビニ交付サービスもございますので、それに向けその都度市民の方には説明、周知を担当のほうで行っております。

以上でございます。

(川里支所副支所長) 先ほど市民課長のほうからもお話がありましたが、28年1月19日からマイナンバーカード交付を開始して、川里支所では3月の末まで交付機を設置しておりまして、34日間で延べ165枚のカードを

交付したところですが、その実績の中でも川里の地域の方が必ず川里で交付するという状況でなかったものですから、今現在は交付機は置いてありません。本庁の新館のほうでつくれるということで、それをPRするためにも、あえて窓口のところでご案内をさせていただいております。それから、当初につきましてはパンフレットがございましたので、マイナちゃんの表現されているあのパンフレットを配布するとともに、ポスター等を掲示してカードをおつくりいただきたいということのPRをさせていただきました。

カードの利用につきましては、やはり特にお年寄りの方はこれ必要なのと聞いてくださいますので、特に女性などお年寄りの方は免許証をお持ちいただかなくて、証明等をとるにも、何を持ってきたらいいのというような方も結構いらっしゃいますので、そういった方には身分証明書がわりになりますよということと、今後付加価値が出てきますので、そのときにはぜひつくっていただければということで、おつくりにならない方にもそういったご説明はさせていただいております。

現在10月1日からのコンビニ交付についてのチラシをいただいておりますので、それをもとに啓発をさせていただき始めたところでございます。以上です。

(大塚) マイナンバーカードの使い道については、これから広がりを見せると思うのですが、例を申し上げますと、私たちの時代、例えば車の免許を取りに行くのに事前に余計な書類を使わなくて済むように、まず最初に原付の免許を取って、それを身分証明がわりにしていくと、いろんな書類が要らなかったというのを私も経験しました。

例になるかどうかわかりませんが、我が家にも間もなく高校を卒業する子どもが1人おりまして、次の進学先の確認等の中でも、住民票ですとかそういった重要な書類って、やっぱり時々必要なのです。少なくとも個人番号は必要だということをおかれていまして、個人番号をわかるためにはどうしたらいいのだというと、通知カードを直接持っていくか、マイナンバーカードを持っていくか、持っているか、どちらかだと思っております。今後の使い方もよく精査というよりも、国で決めていくのでし

ようけれども、鴻巣市としてはこういう利点があります、逆に言うとデメリットもありますというのをちゃんと市民にお知らせしながら、マイナンバーカードの有効利用についても今後原課のほうで調整をしていただいて、市民にわかりやすいような判断というか、情報提供を今後支所と共同でやると、私はもっと効果があるかなと思います。今後に期待をさせていただきます。

続きまして、ちょっと飛ばしますが、185ページになります。他の委員からも出ましたが、可燃、不燃の収集と処分についてであります。まず初めに、これ原課の課長にちょっと聞くのですけれども、可燃物、不燃物を収集して、当然処分まで一貫して市の指定した流れに依じてやっているのですが、今回決算の金額でいきますと、収集運搬で約2億5,000万円程度ですか。それから、処分においては1億5,000万円程度が計上されておりますね。この金額については、ここ数年間の推移としてはおおむね同額、細かいところは抜いて、おおむね同額ということで計上されているのかどうなのか、これをまず1点伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします

可燃、不燃の収集運搬と処分の費用の推移でございますが、平成26年度がおよそ3億9,700万円、27年度が約4億円、28年度が約4億600万円ぐらいということで、少しずつ増加の傾向がございます。

以上です。

（大塚）決算の今数字を確認しましたら、おおむね4億円程度で推移しているということであります。先ほど潮田委員から、可燃物、不燃物についてもちょっと触れる部分での質問がありましたが、分別をすることによって、もうすればするほどお金がかかるの、これは当たり前の理屈で、日本に限らず、これ世界的な傾向であります。分けずに全部処分できればお金はかからないと私も思います。ただ、資源自体は有効になるもの、いわゆる限りがあるので、いかに資源を有効に再利用するかのところが出てきたので、多分費用負担も当然発生していてお金がかかっているものだと私は思っています。

まだ鴻巣では正式な議論になっていないのですが、部長にちょっとお伺

いしますけれども、県内でもそうです。他県では特に、そこそこの数のごみの有料化についてもう議論をして実施しているところがあります。鴻巣は今現在、鴻巣を含めた3市の新しい施設での対応というのがもう途中のことなので、その有料化の議論は今回必要かどうかわかりませんが、少なくとも28年度までの決算の数字を見ると、もう4億円ほど、毎年毎年ここに負荷がかかっているわけです。他の市町村の例を申し上げますと、当然有料化に至るまでには幾つかの論点というか視点がありません。

そんな中で、一番新しい情報でいきますと、この10月1日からやる広島県内のある市の話なのですが、今までごみ袋は10円でした。単純に10円。それを、1個出しても、1軒のうちで10個出しても、税の公平でいくと同じ負担ではないのです。1個出しても同じ税金を使う、10個出しても同じ税金を使う。使う量に応じて税の公平性をそこに求めようというののも一つの議論の的になって、有料化になったという話であります。多分鴻巣も今後のことを考えると、ごみの有料化というのは当然どこかで考えなくてはいけないのかなと思いますが、とはいえ1年、2年ではそこまで行き着くことはないので、ごみの有料化に対して今後もしくは現在、どういうふうを考えていくのか、捉えていくのか、もし何かあればお伺いしますが。

（環境経済部長）現在新しいごみ施設をつくるということで、当然ごみの処理方法というのでも検討の中に入っています。ただ、やっぱり3市がある中で、そのワーキンググループ等でごみの出し方であるとかということを検討しているわけですが、まずはただやっぱりごみの減量化というところに取り組むというのがまず第一ではないかと思えます。その後にごみの有料化、または袋のもう少し値段の高いものにするとかということ、そういったものも検討事項ではないかと思えます。今のところは、ただごみの減量化ということにまずは取り組むということになっていると思えます。

以上です。

（大塚）先ほど広島の例であえて市町村名言わなかったのですが、東広

島市というところが10月1日から有料になるという情報がありました。これを見ましたら、平成23年4月の環境審議会の中の答申の中で、今後何年間の後に有料化に向けて準備しましょうという答申が出されまして、それに基づいてですから6年と半年ぐらいかかったのですか。できたら一度、環境審がいいのか、どこがいいのか、いずれにしても、そういったものを真剣に考えて、施設も当然億単位のお金がかかります。それと同時に、処理費にもお金がかかるので、ごみの有料化については、私はどこかで、庁内会議の中でもちゃんと議論をしたほうがいいかなと思います。その可能性というのはあるでしょうか、どうでしょうか。

（環境経済部長）当然考えていかななくてはならないと考えております。以上です。

（大塚）考えていただけるだろうということで、次の質問に参ります。次は、ちょっと飛ばすのですが、205ページ、観光戦略の対応の中のひな人形のまちPR促進で、ここに含まれているかどうか分からないのですが、びっくりひな祭り、このイベントについて伺いますが、ここ数年来、いわゆるメイン会場を変更したり、サテライト会場も含めて、いろんな形がちょっとずつ変わっているのだと思うのです。昨年からは落ちついたような、落ちついていないような様子ということで私は理解をしているのですが、具体的に来場者数もふえたり減ったりする中で、今後このびっくりひなの位置をどんな位置づけに置いて、どういうふうなことを目的に進めていくのか。28年の決算でも出ておりますので、28年の分でも結構ですし、今後についても含めてお伺いをいたします。

（観光戦略課長）お答えします。

平成27年度よりメイン会場が市役所からエルミこうのすショッピングモールへかわりました。28年度で2年目を迎えたわけなのですが、会場変更によりまして、平成26年度まで市役所で行っていたときは約10万人の方にご来場いただきまして、27年度エルミにかわってからは35万6,000人、昨年は45万7,000人（9月15日「45万7,000人」に発言訂正）ということで、大幅な増員となっております。また、28年度からはサテライト会場をコスモスアリーナ吹上、それから吹上生涯学習センターを含

め5カ所、ひなの里、花久の里、パンジーハウス、吹上のコスモスアリーナ、吹上の生涯学習センターということで5カ所といたしました。その辺の効果もありまして、全体的には観光客の方は増加をしております。また、同時に開催をしております駅からハイキングというイベントもあるのですが、そちらでアンケートをとっておりますと、50代、60代、70代の方が多いのですが、上野東京ラインの開通によりまして、遠くからおいでいただいているという状況でございます。また、昨年花久の里で行いました竹びなとしまして、かぐや姫のように大きな竹の中にひな人形を入れてディスプレイしているのですが、そちら大変好評ですので、竹びなの増加やサテライト会場での、吹上会場では2カ所とも物販等がありませんので、その辺をちょっと今後どう工夫していくか、それから同時にパンジーマラソンを開催されている期間は、シャトルバスを運行することがちょっとある時間できませんので、その辺を違ったルートで運行して、花久の里などに遠くからいらっしゃった方が行けるような工夫をしていくなど、いろんなことを今後も課題を解決していく必要があるかなと思っています。

いずれにいたしましてもメディア、テレビ、それから新聞等でびっくりひな祭りを取り上げられますと、大変多くの方に反響をいただいて、おいでいただくということですので、メディアを有効的に活用していくということで、市内全域で開催しておりますので、一日中市内で観光や散策をしていただいて、お金を使っていただくというのを見込んでおります。

以上です。

（大塚）鴻巣の観光の目玉ということで、今後も多分膨らみを持って進むと思いますので、それを含めて次の質問、最後になります。

おおむね1時間が経過していますので最後の質問ですが、ページは207ページになりますが、花かおりPR推進事業があります。これ昨年までも同じようなところに費用負担で決算の数字が出ておりまして、部分的には街なか花装飾・管理委託料であります。ここ数年ふえていたときと減っているときがありまして、ことしちょっと見ると、昨年の決算よりも

百数十万円ほど減っております。以前の説明ですと、さっきもちょっと出ましたが、ハンギングバスケットの部分だと思いたしますが、いわゆる花を飾りましょうという、直接の言い方をすると。ご存じだと思いますけれども、ここの市民環境常任委員会で委員会提案ということで、本会議、本議会の中で、鴻巣は花なので、花をテーマにもっとみんなで親しみが持てるように、花のあるまちづくりをしていきたいと思いますよという条例を出させていただいて、それはとりあえず通過、可決をしました。

そんな状態の中で、花に関する部分、先ほど他の委員からも出たのですが、やっぱり花をやるにはお金がかかるのは、これ当たり前の話なので、この減った理由もそうなのですが、今後花について、先ほどびっくりひなはいいものなので、大いに宣伝して人集めをしたいというのと、ちょっと裏表ではないのですが、同じような捉え方で、花に関する部分についても、私減額をしないで、なるべく同額でいったほうがいいかなと思いますが、それぞれ立場があるので何とも言えませんが、とりあえず具体的にはこの花装飾・管理委託料の減額の理由、それから今後についてを伺います。

（観光戦略課長）まず、減額の理由が、整理すると大きくは2つございます。まず1点目が、ハンギングバスケットの設置場所の数、こちらが減った。それともう一つが、2つ目の理由が、年間飾る回数 of 減によります。ハンギングバスケットの数、それからそれを年間で交換していく数ということで、2つの理由がございます。

具体的に金額を申し上げますと、平成26年度、こちらはちょっと特別な理由もありまして、埼玉県緊急雇用創出基金、市町村事業の補助金を活用したときでございまして、金額は1,200万円余りをこちらの街なかの装飾に使用しております。ハンギングバスケットは109基で、年間3回の交換をしております。27年度は527万円余りで、ハンギングバスケットの数は109基で26年度と同数なのですが、回数を2回に減らしております。3回から2回に減らしたと。昨年、28年度は、金額は408万6,000円余りということでございまして、数が53基、年間2回ということで、減少の傾向となっております。理由は、ハンギングバスケットの数、それから年

間に飾る回数ということになります。

今後ですが、限られた予算の中で精いっぱい予算の獲得に努めていければと思っております。

（大塚）立場があるので何とも言えないところはあると思うのですが、実際に多分個数が減ったとか、入れかえの回数が減った理由の一つは、やはりそれに携わる人たちをどうやって確保するかとか、いかに効率よくそこら辺を進めていくかという人的な部分の問題も私はあるような気がいたします。これは単独の事業という捉え方ではなくて、先ほども花コミ、花のボランティア等でも議論になりましたけれども、やはり町を挙げて花に関して興味を持って皆さんがかかわっていけるような環境づくりというのがやはりこれは大事なことかなと思います。来年は多分これ以上減ることはないと思いますので、町のあちこちでハンギングバスケットが見受けられるような、あるいは飾ったものをただ通りがかりの人が見て喜ぶだけではなくて、例えばことしのグリーンカーテンコンテストではありませんが、写真におさめて、町なかをこんなに飾ってありますよというのを皆さんにアピールをするとか、やはりやり方もちょっと工夫をすると、予算以上の、見込んだ以上の効果というのも私はあるかなと思いますので、今後に期待をしつつ、ちょうど1時間ちょっと過ぎましたので、質問は以上であります。

（矢部）商店街の街路灯の電気料の、これは半分の補助だっけ。ちょっと今寂れてきてしまった商店街が何だか、大分負担が多過ぎるみたいなことを商店街の人が言っているのだけれども、そのほうもちょこっと考えなくてはいけない点も出てきたのかなと思うのだけれども。150万円だっけ、これ、203。

（産業振興課副参事）お答えいたします。

商店街の街路灯の電気料金なのですけれども、こちらにつきましては商店街が管理をしております街路灯の電気料金の補助ということで、1基当たり5,000円というのを基本に補助をしております。ただ、平成23年に東日本大震災があったときに、中山道に面した商店街さんが節電という意識の中で、LEDに交換をしたり、あるいはスイッチを設置すること

によって、入り切りをして節電をしたという経緯がございます。そういったLEDの交換、あるいはスイッチを設置したものについては1基当たり半分の2分の1ということで、2,500円の補助をしております。

委員さんおっしゃるとおり、確かに今街路灯に関してはかなり設置から年数もたってきておりまして、その辺どうなのかなというご相談も商店街さんのほうから受けてたりもします。ただ、やはり商店街さんが管理をしているということもありますので、基本的には今後も商店街さんが管理をしていただいて、その電気料金について補助をさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

(矢部) 街路灯のこれも、今商売をやっている人がなかなか跡を継いでくれない、それについている、ついていないのと随分まばらになってきているのですけれども、これはやはりずっとやっぱり市のほうでももっと補助しなくてはいけない点もあるのかなというので、商店街の人らもそういう点は出てきているというか、相談にもあるのですけれども、電気料だけではなく、この街路灯のほうも少し補助も出してあげないというか、そういう予算を組めればいいかなと思うのですけれども、その点はどうでしょう。無理なら無理でいいのです。

(産業振興課副参事) 委員さんおっしゃる意味はこちらのほうも認識をしておりますし、実際にご相談も商店会さんの方から受けております。ただ、基本的には、先ほど答弁させていただいたとおり、あくまでも商店街さんが設置をして管理をしているということから、今後につきましても引き続き管理は商店街さんで行っていただき、その電気料金について補助をさせていただくということで考えていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 大変範囲が長いので、同和問題に関してのみ1点述べて、残りは本会議場で行いますので、反対討論を行わせていただきたいと思います。

同和法のできた変遷について言わせていただきます。1965年、昭和40年に同和対策審議会の答申がされました。そして、それを受けて1969年、昭和44年に同和対策事業特別措置法、これは同対法と言われていましたが、これも当初できたときは10年の時限立法でできたわけです。それが10年たって、3年間延長されました。そして、1969年に13年足したら1982年、昭和57年には地域改善対策事業特別措置法、地対法と言われていますが、これもできまして、その後5年また時限立法で延長されました。そして、1987年、昭和62年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、地対財特法、これが5年の時限立法でできて、さらに5年間延長されました。10年延長したということです。それで、1997年には地対財特法一部改正、これでさらに5年の時限立法が延長になりました。そして、2000年、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これが自民、公明、保守による議員立法で成立したわけです。

まとめて言いますと、1969年に答申されて、1969年にできて、2002年に失効するまで、2002年から1,969引くと、33年間もあったということです。5年なり10年なり3年なりと、終わってももう10年という時限立法だったのに、どんどん、どんどんまだ差別がある、まだ差別があるということでふやして、補助金等お金を投下してきたということです。そして2002年にもう終わったということで、失効したわけですがけれども、2016年の平成28年、これが終わってから14年たって、12月に部落差別解消推進法というのが決められたわけです。2016年12月29日、参議院本会議で自民、公明、民進、3党提出の部落差別永久化法、部落差別解消推進法が日本共産党以外の賛成多数で可決をし、成立し、同じ12月16日に施行されたわけです。これは恒久法です。恒久法である同法が部落問題解決の歴史に逆行し、差別を固定化する危険は極めて重大です。

部落問題の解決は民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に、大きく前進してきたものです。国の特別対策の終結から14年を経て、社会

問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。法案は、何を部落差別とするのか極めて曖昧で、乱用によって表現や内心の自由が侵害される重大な危険があります。実態がない被差別部落を法律で固定化する部落差別永久化法案について、旧同和地区の出身者らが関係者の切実な声を無視しないでと廃案を訴えています。こうした声を全国地域人権運動連合会の議員が法務委員会の議員に届けています。この中で、34歳の男性は、国や企業から不利益を受けたことも周囲の人の不利益を聞いたこともないと断言をしています。この人は同和地区の出身者であったわけです。それで、結婚は、この男性ですけれども、大学生になり、同和地区以外の人と結婚しましたが、相手の家族や、また親戚の人からの何の差別もなかったといえます。そして、男性は、「部落差別を永久固定化する法律は要りません。今を生きる私たちをばかにするような特別扱いをする法律に反対します。」と言いますが、法案はさらに別の40代の男性も、「未来永劫私たちとその子孫に部落の烙印を押すこととなります。これは到底容認できることではありません。いつまで私たちを部落に縛りつけるのですか。もう解放してください。お願いします。」と訴えています。

法務省が把握する部落差別問題は、国民間の話し合いで解決できている。法案は、部落民の掘り起こしとなり、解決に逆行するものですので、廃案を求めます。本市の場合は、この14年たってできた2016年に決めた12月の部落差別解消推進法に沿って、さらに部落問題が現存するということで推し進める立場に立っていますので、部落と言われている人たちの願いにも沿わない政治姿勢であることを指摘して反対します。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、市民環境常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。市民環境常任委員会の視察研修について、日程は平成29年10月16日月曜日から18日水曜日の3日間、視察先、視察項目については、仙台市「東北ソーシャル・イノベーション・ネットワークハブ構築事業について」、オガール紫波株式会社「オガールプロジェクトについて」、ゆうき青森農業協同組合「有機の里構想について」とし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、市民環境常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告については委員長に一任願います。お疲れさまでした。

(閉会 午後2時30分)